

岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に
基づく平成26年度実績及び平成27年度計画
の評価結果報告書

平成27年9月14日

岩倉市行政経営プラン推進委員会

I はじめに

岩倉市では、平成27年度を目標年度とした「岩倉市行政経営プラン」及び「同行動計画」を、岩倉市行政経営プラン推進委員会（以下「当委員会」という。）の提言を取り入れながら、平成24年3月に策定した。

この「岩倉市行政経営プラン」においては、基本目標を「将来にわたって自立でき、発展するまちづくり」と定めるとともに、経営指標として「岩倉市の施策に対する市民満足度の向上」と「財政指標」を掲げ、4つの改革の柱とこの柱ごとに方向性を定めて、行政改革に取り組んできた。

このたび、当委員会は、昨年度に引き続き、岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に基づく平成26年度実績と平成27年度計画について、平成27年8月4日・5日・11日の3日間にわたり審議を行った。その評価及び提案を次のとおり取りまとめたので報告する。

II 総括

岩倉市行政経営プランの特徴は、全ての課が行政経営・行政改革の視点で課題を抽出し、その改善に取り組むことである。当委員会が昨年度までに指摘した事項については、おおむね着実に取り組まれており、職員が行政改革を進めるための基本となるPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のPDCAサイクルを意識して業務を遂行していると評価できる。

一方で、行動計画には、経費の削減や歳入の確保に結びつく項目が多いとは言い難く、これをさらに増やす必要がある。26年度は、財政効果額が前年度に比べて増加しているものの、その4分の1はふるさとといわくら応援寄附金（ふるさと納税）による収入が占めている。ふるさと納税制度は、寄附者への返礼品の贈呈が自治体間での競争が過熱傾向にあること、また、一時のブームである可能性も否定できないと考えられることから、今後もこれまでのような寄附金額が得られるかどうかは不透明である。過度に寄附金に頼ることなく、これまでの事業を改めて見直して、より着実に市としての収入・削減効果を得られるような方策を考えてもらいたい。その一例として、取組項目にも挙げられているが、公共施設の適正な維持管理の観点からの公共施設等総合管理計画の策定と公共施設の適正な配置に向けた取組や、企業の誘致、地域の産業育成を進める取組等は、さらに推進していく必要がある。行政改革の基本は、効果的かつ効率的な行政を目指し、最少の経費で最大の効果を挙げることであるので、これからも、積極的な経費の削減、財源の確保につながる取組を進めることで、財政負担の軽減に努めるべきである。

本年度、岩倉市では大規模な組織・機構改革が行われ、子どもに関する組織の一元化として児童家庭課から子育て支援課への名称変更と教育部への移動、

市民活動支援の重点化として協働推進課の新設、超高齢社会に対応するための連携強化として長寿介護課と福祉課の再編などが行われた。当委員会としては、今回の組織・機構改革については、時代の要請からも必要とされるものであると考えるが、「協働」は行政における重要なテーマであり、全ての職員が職務を遂行するに当たり常に心がけ、実行しなければならないものであるが、協働推進課が設置されたことにより、他課の職員が協働に関する業務を協働推進課に任せればよいという姿勢にならないよう十分に留意する必要がある。

また、岩倉市では急速に職員の世代交代が進み、40代後半から50代までの職員数が少なく、組織としての年齢構成が著しく若くなっている。このことで若手職員の活躍の場が広がり、組織の活性化、職員の育成という利点もあるが、一方では、経験が少ない職員が重要な職務を担うことにより、例えばミスが見過ごされることにもつながるおそれがある。また、職員の経験年数の短さが時間外勤務の増加に影響を与えている可能性も否定できない。市においては、今いる職員の持つ力を最大限引き出すとともに、一方で、より慎重な行政運営に心がけてもらいたい。

国では、全国の自治体に対して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を求めている。このことは、国が人口減に対する取組に本腰を入れ始めたことの表れであるが、岩倉市でも、この戦略の策定に着手しており、結婚・子育て・住み替え世代(20歳～40歳の人)や転入・転出者などへのアンケートを実施し、戦略に反映させていくとのことである。この戦略は、岩倉市の交通の便のよさ、子育てのしやすさ、都市と緑の共存、コンパクトな市域など他自治体と比べて岩倉市が優位とする特性を生かしたものになると思われる。岩倉市はこれまで良好な生活都市として着実な発展を遂げているが、引き続き、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思う人が増えるような市政運営に努めるとともに、岩倉市への愛着がさらに強まるよう、まちの魅力を効果的かつ積極的に発信することが重要と考える。ホームページやほっと情報メールなどを積極的に活用してまちの魅力を市内外に効果的に発信することにより、岩倉市に愛着を持ってもらい、長く住んでもらう人を増やすことで、適切な人口規模の維持につなげていきたい。

最後になるが、平成27年度は、行政経営プランの計画期間の最終年度である。また、行政経営プランの上位に位置づけられる第4次岩倉市総合計画は、現在中間見直しを進めているとのことである。この見直しを適切に反映した次期行政経営プランの策定に早急に着手し、絶え間のない行政改革への道筋をつけるべきである。そして、これと同時に、これまでの5年間の取組の総括を行うことにより、市全体の中で、弱い部分や補強すべき部分を洗い出し、必要に応じて次期の計画に反映させるべきである。

Ⅲ 岩倉市行政経営プランにおける指標・目標値について

経営指標 1 岩倉市の施策に対する市民の満足度

岩倉市では、市の施策に対する市民満足度を把握するために、平成24年度から毎年、無作為抽出による市民1,500人に対して市民満足度についての調査を行っている。平成27年度調査の結果は、市の施策に対する市民満足度平均得点が0.00となり、平成26年度の調査の結果に比べて0.02点上昇したが、市の目標である0.10という目標を達成することはできなかった。市としては、0.10という目標達成に向けて、費用面も考慮しながら、市民満足度の向上に取り組んでいただきたい。

また、平成24年度から続けてきたこの調査の回答者には高齢の方、女性の方の回答が多い傾向が続いている。これまで、市ではこのことをあまり考慮しないで集計してきたが、より精緻に市民意向を把握するために、これらの特殊要因を補正して調査結果を出すなどの方法を検討してほしい。また、特定の年代にターゲットを絞って結果をまとめることも有用であると考えられるので、検討してほしい。

一方、この市民満足度調査は、調査時点における市民の意向を把握することはできるものの、年度間の指標と行政経営プラン及びこれに基づく行動計画における市の取組の進捗や個別の指標の達成状況と関連付けて分析することが難しいと考えられる。市民満足度を向上させることは重要な指標であるが、次期の行政改革に関する計画を検討するに当たっては、実績との関連が分かりやすい成果指標の設定を検討する必要がある。

経営指標 2 財政指標

財政指標として設定している3つの指標は、平成26年度決算見込み数値として、経常収支比率は84.5%（平成27年度決算での目標値は88.0%以下）、将来負担比率は37.2%（同100.0%以下）、実質公債費比率は5.5%（同11.0%以下）ですべて行政経営プランの目標値以内であり財政指標は適正であるといえる。

一方で、平成27年度の財政指標は、実質公債費比率を除く財政指標の数値は、悪化する見込みである。今後も社会保障関係経費、公共下水道事業、新学校給食センター建設事業などの大規模事業に係る経費、小牧岩倉衛生組合エコルセンターの起債の償還開始、さらには、昭和40～50年代の人口増加に伴って建設した学校をはじめとする公共施設等の改修、更新に係る経費も増加していくことが見込まれる。限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営に努めていく必要がある。

IV 岩倉市行政経営プラン行動計画の平成26年度実績及び平成27年度計画について

取組項目ごとに別紙により当委員会の意見をまとめたので、参考にしてほしい。

岩倉市行政経営プラン推進委員会委員

委員長	岩崎 恭典	副委員長	赤堀 俊之
委員	野津 誠	委員	東野 広隆
委員	吉田 憲正	委員	戸田 和子
委員	服部 智恵子	委員	碓 由美子
委員	堅田 友則	委員	小林 匠

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)	
						23	24	25	26	27									
1	(1) 質の高い行政サービスの推進	①行政サービスの向上	市ホームページの充実	協働推進課(秘書課)	・市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、申請書、届出書等の様式を掲載し、ダウンロードできるようにする。	ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載することで市民の利便性を高められる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・平成25年度のアクセス数は159,507件(月平均13,292件)であった。 ・各種計画のパブリックコメントを掲載する等、あいち電子自治体申請システムを使用し迅速な意見収集に利用した。 ・広報いわくらの音声版を掲載した。 ・桜まつり、デマンド型乗合タクシーのバナーを作成した。 ・スマートフォン版について他市の状況を調査した。 【実施効果】 ・ホームページの特性を生かし市政情報を迅速、詳細に掲載することにより市民に情報伝達をすることができた。 ・一定数のアクセスがあり市政情報の周知が図られた。	・どのページがよく見られているか分析し、多くの人が必要としている情報が検索しやすくなるよう研究すること。 ・実施効果に、「迅速、詳細に掲載」したとあるが、他市町と比べると更新頻度も低く情報量も少ない。実施効果は、もう少し明確な根拠を持って記述すべきである。 ・スマートフォン版について他市の状況を調査した。	・どのページがよく見られているか分析し、多くの人が必要としている情報が検索しやすくなるよう研究すること。 ・実施効果に、「迅速、詳細に掲載」したとあるが、他市町と比べると更新頻度も低く情報量も少ない。実施効果は、もう少し明確な根拠を持って記述すべきである。 ・ホームページの重要性について、職員への注意喚起を促すこと。	・引き続き市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、迅速かつ詳細に掲載するようにする。 ・スマートフォン向けホームページについて検討する。	・平成26年度のアクセス数は166,127件(月平均13,844件)であった。 ・年間383回の更新を行った。 ・イベントの開催にアクセスが集中するためトピックスや専用バナーで分かりやすい表示を行った。 ・各種計画のパブリックコメントを掲載、市民の声の投稿ホームを掲載する等、あいち電子自治体申請システムを使用し迅速な意見収集に利用した。 ・引き続き広報いわくらの音声版を掲載した。 ・ホームページの更新について職員へ注意喚起を行い、最新の情報提供に努めた。 ・現在のシステムではスマートフォンに対応しないことがわかった。	・前年度と比較して、アクセス数が6,620件増加した。 ・お知らせやイベント情報の更新を迅速に行い最新の情報を提供することができた。 ・あいち電子自治体申請システムを利用したパブリックコメントや市民の声により広く市民の意見を収集することができた。	・引き続き職員へのホームページの内容や更新について注意喚起に努める。 ・時代にあったホームページの情報提供方法について研究する。	・ホームページのリニューアル時には、タブレット端末やスマートフォンへの対応を検討すること。
					窓口サービスの向上	秘書企画課(秘書課) 会計課	・市民に親しまれるとともに分かりやすい説明ができるように接客研修等の充実を図る。 ・会計課窓口においては、納税者の窓口対応が必要となる基本的な市税等の知識、情報を共有化し、より一層、迅速な対応を心掛け正確な出納事務を行う。職員同士の情報共有化のため、平成24年度にマニュアルを作成し、平成25年度以降、新しい情報に更新していく。	窓口での市民の満足度が高まる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ＜秘書課＞ ・窓口対応等での住民満足度を高めるため、市独自研修としてプレゼンテーション研修など5研修を実施し、96人が受講し、また外部研修には接客指導者養成研修など5研修に職員を派遣し、29人が受講した。 ・市独自研修として、若手職員20人を対象に、新規で岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施した。 ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルを充実し、職員間で共有した。 【実施効果】 ＜秘書課＞ ・職員・嘱託職員及びパート職員の意識改革、スキルアップ及び市民サービスの向上に繋がった。 ・岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施し、受講者の接客能力や職務に対する知識及び来庁者の利便性が向上した。 ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルを見直し充実させることによって、職員の知識や接客能力も向上し、迅速かつ正確な窓口サービスを行うことができた。	＜秘書課＞ ・接客能力向上に繋がる研修の実施、研修機関への職員の派遣を行う。 ・職員の接客能力や職務に対する知識及び来庁者の利便性の向上を図るため、岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施する。 ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルの見直し等をしながら、更に正確な出納事務を目指す。	＜秘書課＞ ・接客能力向上に繋がる研修の実施、研修機関への職員の派遣を行う。 ・職員の接客能力や職務に対する知識及び来庁者の利便性の向上を図るため、岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施する。 ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルを充実し、新入職員の事務の習得に効果をあげることができ、また、職員間で会計・出納事務の全手順等事務の全体像と職員個々の事務の連携について認識を深めることができた。	＜秘書課＞ ・接客能力向上に繋がる研修の実施、研修機関への職員の派遣を行う。 ・職員の接客能力や職務に対する知識及び来庁者の利便性の向上を図るため、岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施する。 ＜会計課＞ ・会計・出納事務の迅速さと正確さが向上した。また、会計課以外の課との連携を強化し、市民サービスの向上につながった。	＜秘書課＞ ・研修の受講により、職員、嘱託職員及びパート職員の意識改革、スキルアップ及び市民サービスの向上に繋がった。 ・岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施し、受講者の接客能力や職務に対する知識及び来庁者の利便性が向上した。 ＜会計課＞ ・会計・出納事務の迅速さと正確さが向上した。また、会計課以外の課との連携を強化し、市民サービスの向上につながった。	＜秘書課＞ ・研修の受講により、職員、嘱託職員及びパート職員の意識改革、スキルアップ及び市民サービスの向上に繋がった。 ・岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施し、受講者の接客能力や職務に対する知識及び来庁者の利便性が向上した。 ＜会計課＞ ・会計・出納事務の迅速さと正確さが向上した。また、会計課以外の課との連携を強化し、市民サービスの向上につながった。
2																			

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
3		公文書目録のホームページ公開	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施する。 <年度ごとの取組内容> ・24年度・公文書管理法に準じた文書取扱事務に見直し(文書取扱規程等所要の規定の改正を含む) ・25年度・文書取扱事務に関する庁内研修の実施 ・26年度・各課に公文書目録の見直しを依頼し、整備を実施。 ・27年度 公文書目録のホームページ公開を実施。 	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開することができるとともに、文書管理をさらに適正に行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書取扱規程の見直しについては、課内で検討を進めた。 ボックスファイリングの巡回点検を26年2月に実施し、この結果を各課に周知した。 行政課の職員1名が外部機関が実施する文書管理に関する研修に参加した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書取扱規程の改正には至らなかったが、課内の意識を統一することができた。 巡回点検を実施することにより、他課の職員に文書管理の状況を見られ評価されるという緊張感を与え、一部の課で自己流に管理していたボックスファイリングシステムについての基本を再認識させることができた。 文書管理に関する研修に参加することにより、文書管理業務全般について体系的に知識を身につけることができた。 			<ul style="list-style-type: none"> 文書取扱規程に掲げられている担当課における文書取扱主任、ファイリングマネージャー、ファイリングクラークを選任したが、研修を実施することはできなかった。 公文書目録の公開に向け、課題について課内で検討した。 ファイリングシステムのマニュアル整備と巡回点検は行えなかった。 文書管理支援システムにより起案文書を作成するよう各課に徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 文書取扱主任、ファイリングマネージャー、ファイリングクラークを選任したことで、文書の取扱いについての役割分担が明確化された。 起案文書を文書管理システムで作成した文書が平成25年度に比べて3,927件増加し、11,137件となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 公文書目録をホームページに公開する。 文書管理についての研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ファイリングシステムの巡回点検を行えなかったことであるが、新しいことを始めたら、それを質を落とさず継続して行う仕組みを構築すべきである。 	
4		日曜市役所の実施日の拡大	市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 日曜市役所を月3回開庁にしているが、住民サービスの観点から毎週日曜日の開庁にする。 	窓口を拡大することにより、市民サービスの向上が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎週日曜日(年末年始を除く)の午前8時30分から正午まで窓口サービスを実施した。 実施回数51回、来庁者1,858人、証明発行数2,985通であった。 一日当たりの平均来客数36人で前年度比9人の増加であった。 手数料は670,100円で前年度比185,650円の増加であった。 日曜窓口サービスを延べ128名の職員で実施した。 職員の休日出勤は原則として平日への振替休で処理したが、休日割増の発生が平均単価換算で60千円あった。 3か月に一回のペースで広報で周知した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日曜窓口サービスが広く市民に知られ、市民サービスの向上が図れた。 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、毎週日曜日午前中(年末年始を除く。)の窓口サービスを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週日曜日(年末年始を除く。)の午前8時30分から正午まで窓口サービスを実施した。 実施回数51回、来庁者1,857人、証明発行数2,863通であった。 一日当たりの平均来客数36人であった。 ※来庁者、証明発行数、一日当たりの平均来庁者数は前年度とほぼ同数であった。 毎回広報紙のカレンダーに掲載して周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 日曜窓口サービスの証明発行業務が広く市民に知られ、市民サービスの向上が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、毎週日曜日8時30分から正午まで(年末年始は除く。)の窓口サービスを実施する。 		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
5		総合窓口の改善	市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> 窓口における案内係の配置を検討するとともに、多機能発券機を市民が多数来庁する窓口を設置する。 ※1階フロアの保険医療、年金の窓口を設置する。(現在、転入・転出などの届出窓口のみ設置あり) 	<p>来庁者の要望に沿った窓口への誘導をすることにより、余計な時間をかけず、スムーズに手続きを行うことができる。窓口の市民に安心を与えることができる。</p>	<p>検討 実施 実施 実施 実施</p> <p>(多機能発券機の設置)</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘書課と連携して6月～8月に若手職員の接遇研修として市役所1階でコンシェルジュを実施した。 戸惑って来庁された人やキョロキョロと案内板を見ている人に積極的に声掛けをし手続先などを丁寧に案内し確実に担当課へ引き継いだ。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 声掛けした人が迷うことなく安心して手続などができた。 職員が市役所の各部署の業務について理解を深められ、職員の意識改革に繋がった。 来庁者からは、直接「職員が案内役をするほど暇なのか」、「よかった」などの感想を聞くことができコンシェルジュの必要性等を再検証する必要があると認識できた。 コンシェルジュは、繁忙期には必要だが、常時必要ではないことがわかった。 	<p>・窓口の職員が来庁者に対して積極的に声がけし、案内する習慣を付けてほしい。</p>	<p>・窓口の職員は、これまで以上に来庁者に対して積極的に声がけし、案内すること。</p>	<p>・来庁者の要望に沿った窓口の誘導でスムーズな手続きを行うことにより市民に安心を与えることから、来庁者への利便性を考えながら、職員接遇研修としてコンシェルジュ研修を行い職員の意識改革やスキルの向上を図る。</p>	<p>・秘書課と連携し、職員研修として市役所1階でコンシェルジュ研修を7月から10月に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸惑って来庁された人に積極的に声掛けをし手続先などを丁寧に案内し確実に担当課へ引き継いだ。 証明窓口の床面に案内シートを設置した。 職員が窓口の来庁者に今までよりも早く気づき、対応できるように職員の間での配置を変更した。 	<p>・積極的に声掛けをして手続先などに確実に案内することができ、来庁者の利便性が向上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が市役所の各部署の業務について理解を深められ、職員の意識改革に繋がった。 証明窓口の床面に案内シートを設置することで、来庁者にとってわかりやすい案内となり、迷わず並んでいただけるようになった。 職員の席から窓口の視界がよくなり、今までよりも早く来庁者の対応ができるようになった。 	<p>・日常業務に影響がない時間に来庁者側(窓口カウンターの外)へ職員が出て、窓口の様子を観察するなど窓口の向上について研究し、市民サービスの向上に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、秘書企画課と連携し、職員研修として市役所1階でコンシェルジュ研修を行い職員の意識改革やスキルの向上を図る。 					
6		がん検診申込み方法の改善	健康課	<p>① ホームページの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書、申込書及び記入例等をダウンロードできるようにする。 検診申し込み状況を効果的に公開していく。 <p>② 申し込み方法の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 往復はがき等の申し込みを取り入れる。 	<p>・申し込み情報の提供及び申し込み方法の改善により受診者の利便性を高め市民サービスの向上を図る。</p> <p>・より多くの市民に受診していただくため、申し込みの利便性を高めるとともに検診の情報を配信することにより申し込みの機会を拡大し、申込者の増加を図る。</p>	<p>検討 検討 実施 実施 実施</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩倉市がん検診ガイドを配布した。(公共施設・保健推進員・保健センターなど約800部) 申し込み様式をホームページに掲載、ダウンロードにより16件の申し込みがあった。 検診状況をホームページで公開した。 往復はがきの申し込みを開始し、利用者が11人いた。 25年度からは岩倉病院での乳がん検診(無料クーポン対象者)で土曜日の検診を月1回実施した。 25年度の電話受付件数は、371件。 25年度の受付件数は、5,903件。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申し込み様式のダウンロードが可能になり、検診会場での手続きがスムーズになった。 検診状況の公開により電話問い合わせが減少した。 往復はがきの申し込みにより申込方法の選択肢は拡大されたが、返信(日程通知)後に電話で変更があるなど、利用効果は低い。 電話の申込み受付は3年目となり、利用者にとって申し込みが容易になった。 土日検診の受診者に対する電話申込みの割合が40%を超え、利用拡大効果が現れた。 25年度のがん検診受診率は24.4%であった。 	<p>・往復はがき・電話申込みを継続して実施する。</p>	<p>・ホームページからの申込み様式のダウンロードを継続して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 往復はがき・電話申込みを継続して実施する。 引き続き、検診状況を公開する。 上記以外に、周知方法や実施体制の改善について別紙のとおり計画し、受診率向上を図る。 	<p>・岩倉市けん診ガイド・カラポスター・チラシを配布した。けん診ガイドブックについては、平成25年度に比べ200部多く作成し、公共施設・保健推進員のほか商工会・医師会・歯科医師会などに配布した。(計1000部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申し込み様式をホームページに掲載、ダウンロードにより6件の申し込みがあった。 往復はがきの申し込みが8人あった。 平成26年度の電話受付件数は247件 平成26年度の受付件数は6,037件 岩倉病院での乳がん検診(無料クーポン対象者)は土曜日の月1回実施に加え、平成25年度からは10月第3日曜日の受診も継続して実施した。 検診案内のほっと情報メールを随時配信した。 肺がん検診と特定健康診査を同時に実施した。 	<p>・電話による予約受付は4年目となり、利用者にとって申し込みが容易になり、受診者数に対する電話の申し込み割合は平均1割を超え、利用が定着した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査と肺がん検診の同時実施により利便性、受診率が向上した。 平成26年度のがん検診受診率は27.0%であった。 	<p>・ホームページから申し込み様式のダウンロードができるよう継続して掲載していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページに検診の申し込み状況を公開していく。 電話申込みを継続して実施する。 往復はがきによる申し込みを検討する。 上記以外に周知方法や実施体制の改善について検討し、受診率の向上を図る。 	<p>・個別検診の種類を増やすなど、何らかの形で受診率の向上に取り組んでほしい。</p>					

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
7		水道施設の耐震化	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の耐震化計画については、平成23年度に策定する地域水道ビジョンの中で、水道施設の基本的な耐震計画を立てるが、特に、管路の具体的な耐震化計画については、平成24年度実施予定の管路耐震化計画策定業務の中で、布設年度から更新対象管路を選定し、重要度、優先度を考慮しながら、財政計画を踏まえた管路の耐震化計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設(建屋)の耐震化率 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度 100% 管路の耐震化率(実績) <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度 9.2% 平成22年度 9.5% ※平成22年度の愛知県平均 32.8% <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の全国平均 18.4% 	検討 検討 実施 実施 実施 →	<ul style="list-style-type: none"> 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に策定した管路耐震化計画に基づいて、基幹管路の耐震化に向け、配水基幹管路布設替工事の実施設計を行った。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 管路耐震化計画に基づき、平成26年度の配水管の耐震化工事を実施するための詳細設計ができた。 			<ul style="list-style-type: none"> 管路耐震化計画を基に、耐震化工事に着手し、計画的、効果的に耐震化事業を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に行った配水基幹管路布設替工事の実施設計により、基幹管路を530mの区間耐震管で布設替えを行い、耐震化率の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率は、2.5ポイント上昇し14%となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に作成した平成27年度実施分の実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。 					
8		図書館における開館日の拡大	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 現在、月曜日は休館しているが、夏休み期間中の月曜日や、ハッピーマンデー等月曜日の祝日の開館を行う。週休日をなくすための人的・予算的な問題点を検討し、将来的には毎日開館(年末年始、業務による休館を除く)を目指す。 今後の予定 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度 夏休み期間中の月曜日開館 平成25年度 月曜祝日の開館 平成26年度～ 運営形態の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 開館日を拡大することにより、市民サービスの向上を図る。 	138千人 141千人 145千人 146千人 147千人 →	<ul style="list-style-type: none"> 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 夏休み期間中の月曜開館を実施し、来館者は前週平日の平均と比較すると次のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 第1週:75.6%、第2週:35.1% 第3週:66.4%、第4週:72.6% 第5週:75.3%、第6週:69.7% 月曜祝日は、9日間開館し、来館者は前土日の平均利用者数と比較すると次のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 4月29日:71.1%、5月6日:102.6% 7月15日:82.7%、9月16日:53.1% 9月23日:93.1%、10月14日:87.3% 11月4日:45.8%、12月23日:75.4% 1月13日:90.8% 12月28日を開館した。12月中の冬休み期間平均利用者と比較すると116.4%であった。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 夏休み期間中や月曜祝日開館等を開館することで図書を活用した学習をする、児童生徒の利便性が向上した。 年間利用者は、137千人となり、昨年度より2千人増加した。 			<ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスの向上と入館者数増加のため赤ちゃんおはなし会を毎月第3火曜日にも開催する。 読み聞かせボランティア養成講座を開催し、おはなしボランティアを養成する。 視覚障害者等への音訳図書の貸出しを行う。 図書館の効果的な運営方法を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み期間中の月曜開館を実施し、来館者は前週平日の平均と比較すると次のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 第1週:135.5%、第2週:62.2%、第3週:55.7%、第4週:81.6%、第5週:75.0% 月曜祝日は、7日間開館し、来館者は前土日の平均利用者数と比較すると次のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 5月5日:76.4%、7月21日:90.0%、9月15日:68.5%、10月13日:60.5%、11月3日:84.5%、11月24日:92.2%、1月12日:86.6% 第3火曜日に赤ちゃんお話を開催し、101人の参加があった。 視覚障害者等への音訳図書22作品を延べ26人に提供した。(平成26年度から開始) 読み聞かせボランティア養成講座を開催し、25人の出席があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童図書の貸出冊数が前年度に比べて1.1%(1,844冊)増加した。 年間利用者は、133千人となり、昨年度より4千人減少した。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書館運営の費用対効果を考慮しつつ効果的な運営を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大人向けのイベントを開催するなど、子どもだけでなく、様々な年代の市民が利用しやすくなる工夫を考えてほしい。 				
9		ホームページによる監査結果の公開	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 現在、決算監査意見書をホームページにより公開しているが、さらに定期監査、行政監査などの監査結果をホームページにより公開していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果を公開することにより、行政の透明性、信頼性が図られる。 	検討 実施 実施 実施 実施 →	<ul style="list-style-type: none"> 【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き以下の監査結果報告書等をホームページに掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> 決算審査意見書(平成24年度分) 定期監査報告書(平成25年度分) 工事監査報告書(平成25年度分) 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 監査結果を公開することにより、行政の透明性、信頼性が図られた。 			<ul style="list-style-type: none"> さらに定期監査、行政監査などの監査結果を公開していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き以下の監査結果報告書等をホームページに掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度決算審査意見書 平成26年度定期監査報告書 平成26年度工事監査報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果を公開することにより、行政の透明性が高まり、さらに信頼性が向上した。 	<ul style="list-style-type: none"> 決算審査、定期監査、行政監査などの監査結果を公開する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「信頼性が向上した」とあるが、ホームページに公開しただけでは具体的な効果とはいえない。評価できる指標に基づく実施効果を記載すること。 				

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
10	② 民間活力の積極的活用	民間活力等の検討	秘書企画課(企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> 行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、市民との協働という視点で進める民間委託等の基本的な考え方については、平成20年度に「民間委託等検討ガイドライン」にまとめられたところであるが、時代背景や制度の変化も速く、常に、ブラッシュアップし、実践していく必要があるため、検討会議を設置し、適切に対応していくものとする。 <年度ごとの取組内容> ・平成23年度 検討 ・平成24年度 検討会議設置 	民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことができ、行政には発想しにくいサービスが展開できる可能性がある。また、協働という市民力が行政、自治に加われれば、まちづくりという側面においても魅力的なまちになっていく。検討会議を設置することにより、それらのことを全庁的な共通認識とし、検討することができる。	検討	検討	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> 【実績】 ・事務事業を執行するに当たり、そのあり方を協働という視点で検討するため、新たに「協働のあり方検討委員会」を市職員10人で構成し会議を開催した。 【実施効果】 ・委員会において、既存の民間委託等検討ガイドラインの考え方を整理、協働のあり方、新しい公共について検討することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組みが遅く感じる。委員会の中でその理由は示されたが、本年度以降、取組むべき内容を具体的に明確に掲げて進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度以降、取組むべき内容を具体的に明確に掲げて進めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、引き続き、委員会による検討を重ね、市民参加条例の庁内検討組織の役割を持ちながら、ガイドラインの見直し、協働のあり方を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会は開催できなかった。 ・施策評価シートの事務事業の事業種類に協働を追加することにより、事務事業における協働の取組状況をより詳しく把握することが可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会を開催することはできなかったが、課内でガイドラインの見直しを検討することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの見直しについて、課内で検討してきたことを基に、委員会を開催し検討を行っていく。 ・市の事業について、引き続きガイドラインに基づき、民間委託等を検討していく。 	
11	市民プラザの民間活力の導入	協働推進課(行政財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在市民活動団体(市内NPO法人)により管理を委託している市民プラザについて、さらなる民間活力を導入し、より質の高い運営管理をめざす。 <年度ごとの取組内容> 24年度～27年度 市民プラザの民間活力導入についてどのような形がふさわしいのかを検討する。続いて、現在委託しているNPO法人について、市民プラザの管理運営を行う能力を有するか検討する。また、公募をすることも想定し、公募に関する基準作りを進めながら27年度までに結論を出す。 	民間活力を導入することにより、民間の活力やノウハウを生かして、良質で効率的な行政運営を推進するとともに、市民との協働という視点で市民プラザの運営を進めることができる。	検討	検討	検討	検討	実施	<ul style="list-style-type: none"> 【実績】 ・市民プラザの受付等と市民活動支援センター運営という2つの事業について、検討した結果、指定管理者制度を導入するのではなく、今後3年間を直営で業務委託という形で公募によるプロポーザルを実施し、平成26年度からの委託先を決定した。 【実施効果】 ・公募によるプロポーザルを行い、公平に適正な業務委託先を選定することができた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度は、より質の高い運営を行うため、委託先と課題等を共有し、課題解決の方策を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と課題を共有するため定例の打ち合わせを実施した。 ・市民プラザの利用団体の意向を反映するため、登録団体全体会、テーマ別円卓会議を月1回開催した。 ・市民活動についての情報PRを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先や登録団体と会議を重ねたことにより、市民活動の推進が図れた。 ・市民と市民活動団体の活動をつなぐ「まちづくりネットワーク」の根幹となる部分を市民とともに研究することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き委託先と課題等を共有し課題解決の方策を検討していく。 ・「まちづくりネットワーク」を制度化し、市民の活動参加の機会を広げ、協働のまちづくりの推進を図る。 			
12	民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理	行政課	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の行う公共的サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、又は協働という視点で進める民間委託等を行った後の評価を行うモニタリングについての市の統一的な仕組みと基準等について整理を行い、必要な条例等の制定や改正を行う。 	モニタリングの仕組みと基準等の整理を行うことにより、適切な民間活力の導入のあり方を判断することができ、市民サービスの拡大と効率的な施設管理が促進される。	検討	検討	検討	検討	実施	<ul style="list-style-type: none"> 【実績】 ・平成25年度にこれまでの民間委託等検討委員会を再編・整備して組織した協働のあり方検討委員会を開催したが、モニタリングの仕組みの基準等の整理についての検討に至らなかった。 【実施効果】 ・モニタリングの仕組みの整備は協働のあり方検討委員会において検討することとしていたが、行政課において指定管理者のモニタリングについての基準づくりを進めることとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・行政課において、モニタリングの仕組みを含めた指定管理者の指定に関するマニュアル策定の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進自治体の取組を調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進自治体の状況を把握し、策定に向けての準備を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの仕組みを含めた指定管理者の指定に関するマニュアルを策定する。 			

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)	
						23	24	25	26	27									
13			総合体育文化センターへの民間活力の導入	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から受付等業務を民間に委託することにより、月曜日開館やトレーニング室にトレーナーを配置してきたが、さらなる民間活力を導入し、より質の高いスポーツ施設を目指す。 <年度ごとの取組内容> 平成24年度 総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の改正 平成25年度 一般公募、選定手続き及び決定 平成26年度 実施 	<p>現行の部分委託を一步進めることで、施設管理・運営も含めて、より効果的・効率的な運営が見込まれる。</p>	検討	検討	検討	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の一般公募を行い、選定手続き及び業者を決定した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募によるプロポーザルを行ったことにより、適正な指定管理者を選定することができた。 			<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの評価項目や評価方法を精査することで、指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から指定管理者制度を導入し、開館日数や教室数を増やすなど利用者の利便を図るとともに民間活力を導入して市民サービスの向上に努めた。総合体育文化センターの年間利用者数は381,122人で前年度比109.7%であった。 体育協会や施設利用者にアンケートを取るなど、市民の意見を取り入れた。 トレーニング室にトレーナーが常駐したことにより、利用者個別の相談指導ができるようになった。トレーニング室の年間利用者数は25,277人で、前年度比113.3%であった。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ教室の開催方法の変更や教室数の増加により、市民のスポーツ参加機会の拡大を図ることができた。 トレーニング室にトレーナーを常駐したことにより利用環境の向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> より人気のあるスポーツ教室を企画するなど市民のスポーツ参加機会の拡大を図る。 指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。 	
14			生涯学習センター指定管理者のモニタリングの活用	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理事業の実績報告や施設利用者等市民の意見をもとに、指定管理者の客観的な評価(モニタリング)を定期的に行う。これを活用して指定管理者の業務改善や選定を行っていく。 <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<p>指定管理業務の改善により市民サービスが向上する。</p>	実施	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取組をした。(モニタリング評価) こうした取組を行った結果、初年度の平成23年度と比較して平成25年度は部屋の利用が60.6%(+5.1ポイント)、利用人数は121,491人(+6,938人)へと増加した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることができた。 			<ul style="list-style-type: none"> 前年度に引き続き、モニタリングの評価項目や評価方法を精査することで、指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取組をした。(モニタリング評価) こうした取組を行った結果、初年度の平成23年度と比較して平成26年度は部屋の利用が61.4%(+5.9ポイント)、利用人数は121,143人(+6,590人)へと増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に引き続き、モニタリングの評価項目や評価方法を精査することで、指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。 	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
15	③ 環境に配慮した行政施策の推進	環境基本計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市における環境の保全及び創造に関する施策を、市民・事業者・行政の連携のもとで総合かつ計画的に推進するための指針となるものとして、環境基本計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための施策の方向性を示すことができる。	策定	策定	実施	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画に、より重点的に進めていくものとして掲げているリーディング事業の試行に取り組んだ。 計画の初年度であり、決算状況がまとまる次年度以降に、進捗状況の把握、環境審議会への報告など計画管理に取り組む。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> リーディング事業の試行にとどまらず、計画全体の進行管理に、関係各課が横断的に連絡調整する会議の設置を検討した。 			<ul style="list-style-type: none"> 計画に位置づけられた事業の進捗状況を定期的に確認する仕組みを構築し、計画の実効性あるものにしていく。 リーディング事業「いわくらクールアースプロジェクト」の第1ステップである「住宅用太陽光発電システム設置費補助事業」の事業効果追跡調査を実施する。 太陽光発電屋根貸し事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進行管理を行うにあたり、主要事業の進捗状況を把握するため、各担当課の状況を取りまとめ、計画の進行管理の方法などを環境審議会に諮った。 アンケートにより住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付対象者の意向を確認することができた。 太陽光発電屋根貸し事業を行うことにより、再生可能エネルギーの利用促進を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に位置づけられた主要事業の進捗状況の報告を各担当課から報告を受け、計画の進行管理を行う。 リーディング事業「いわくらクールアースプロジェクト」の第1ステップである「優秀な省エネ実践市民特典制度事業」を行う。 		
16	第3次五条川自然再生整備等基本計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年に策定された第2次五条川自然再生整備等基本計画の計画期間が、平成22年度で終了したことを受け、第3次計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	五条川の自然環境を保全し、自然と共生した川づくり、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進することができる。	検討	策定	策定	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 五条川自然再生整備等基本計画策定委員会において、五条川に関する団体等との意見交換を行い、計画案を作成し、パブリックコメントを実施し、環境審議会で承認を受け、計画を策定した。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市民団体等や愛知県との連携により、計画を策定することができた。 計画を策定することで、自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した地域づくりや、市民参加の充実などを行うために必要な五条川整備の指針とするものができた。 			<ul style="list-style-type: none"> 五条川に関する取組の調整を図り、計画の進行管理を適切に行っていく組織として「(仮称)五条川自然再生推進会議」の設立に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 五条川に関する取組の調整を図り、計画の進行管理を適切に行っていく組織として「五条川自然再生整備等推進会議」を設立し、第1回目の会議を開催した。 岩倉水辺を守る会と協働し、外来種調査として、カメの生息調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 推進会議で計画推進の方針と取組を決定することができた。 カメの生息調査の実施により、生態系の現状を把握することができた。(外来種90.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に位置づけられた「主要施策」及び「重点プロジェクト」の進捗状況を把握するため、各担当課の状況を取りまとめ、計画の進行管理を行う。 県や近隣流域関係市町等との広域的な連携・協力を努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 五条川に関する業務が、環境保全課、商工農政課及び維持管理課で重複している部分があれば、整理することを検討したほうが良いと思う。 	
17	第2次地球温暖化対策実行計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に平成24年度を目標年度として地球温暖化対策実行計画が策定されて推進してきたが、その検証結果等を踏まえ平成25年度に第2次計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市地球温暖化対策推進委員会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	市役所が地球温暖化防止のための総合的な施策をまとめ、率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができる。	検討	検討	策定	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進委員会において、第1次計画の検証を行った。 第1次計画においては、一事業所として各種節電対策や地球温暖化防止対策に取り組んだ結果、温室効果ガス排出量の削減率として、目標値4%を上回る7.2%を達成した。 第1次計画の結果を踏まえ、第2次計画を策定した。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 第2次計画では平成24年度を基準年度として平成29年度までに温室効果ガス排出量の5%削減を目標とすることができた。 市役所が率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができた。 			<ul style="list-style-type: none"> 庁内の環境推進員により、温室効果ガス排出量削減の取組みを進め、併せて計画の進行管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画に基づき、温室効果ガス排出削減に取り組んだ結果を地球温暖化対策推進委員会に報告した。 計画の初年度にあたる平成25年度において、温室効果ガス排出量の削減率として、目標値5%を上回る9.2%を達成した。 平成26年度も第2次計画に基づき、温室効果ガス排出削減に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画の目標値を大きく上回る削減を達成することができた。 市役所が率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の環境推進員により、温室効果ガス排出量削減の取組みを進め、併せて計画の進行管理を行う。 		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
18		第4次一般廃棄物処理計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年に策定された第3次一般廃棄物処理計画の計画期間が、平成24年度で終了することを受け、第4次計画を策定するもの。 計画策定後は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	岩倉市におけるごみ及び資源の発生抑制並びに発生から最終処分に至るまでの適正なごみ及び資源の処理のあり方を明らかにすることにより、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを市民・事業者と協働して推進することができる。	検討 策定 実施 実施 実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において、計画の進捗状況(ごみ収集量と資源回収量の状況)を報告し、また平成26年度実施計画の協議を受け、同計画を策定した。 平成25年12月15日号広報において、平成24年度のごみ処理に要した費用について周知した。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は、8,365トンと前年度と比較して85トン(約1.0%)の減量となった。 第4次一般廃棄物処理計画で見込んだ計画値8,318トンを達成することはできなかったが、収集量は減少傾向にあることから、市民のごみ減量に対する意識については定着してきていると考えられる。 ごみ処理費用に要する経費は、市民一人当たりの処理費では968円の減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理方式の変更に伴いごみ収集袋の仕様の変更を検討しているとのことだが、ガス化溶融炉は何でも燃やせるが、市民の分別の意識が後退しないように留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい炉になっても市民の分別の意識が後退しないように周知、啓発すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき施策を執行していく。 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において計画の進捗状況等を報告し、検証を行いながら計画を進めていく。 ごみ処理に要する費用について、引き続き市民に周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において、計画の進捗状況(ごみ収集量と資源回収の状況)を報告し、また平成27年度実施計画の協議を受け、同計画を策定した。 平成26年12月15日号広報において、平成25年度のごみ処理に要した費用について周知した。 平成27年度からの新炉稼働後も分別区分を当面変更しない方針を定めた。 常設型資源回収ステーション「e-ライフプラザ」の平成27年4月からの開設に向け準備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は8,283tと前年度比較で82t(約1.0%)の減量となった。 第4次一般廃棄物処理計画実施計画で見込んだ計画値8,213tには届かなかったが、収集量自体は減少傾向にあり、市民のごみ減量に対する意識は年々進んでいるものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度実施計画に基づく施策を執行していく。 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において計画の進捗状況等を報告し、検証を行いながら計画を進めていく。 ごみ処理に要する費用について、引き続き市民に周知していく。 ごみ処理施設の処理方法が変わったことに伴い、ごみの名称、指定袋の規格、販売方法の変更を行うとともに、パンフレットを作成し周知、啓発に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収量について、減量をしたといっても実際には業者が回収しているものもあるので、業者が行う回収拠点での回収量を把握する仕組や記載の方法を検討してほしい。 				
19		環境に関する調査結果の公表	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報で調査結果を公表しているが、さらにホームページにより公表していく。 	広報だけでなく、広く周知をすることにより市民サービスの向上を図るだけでなく、環境に対する関心を高めることができる。	検討 実施 実施 実施 実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果をホームページにおいて公表した。 市ホームページのトップページにバナーを設けることにより、PM2.5に関する情報提供について、市のホームページと愛知県ホームページをリンクさせ直接確認できるようにした。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市のホームページからPM2.5に関する情報を確認することができるようになり、市民サービスの向上を図ることができた。 			<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市ほっと情報メールに「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の配信情報を追加し、利用者が確認できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果をホームページにおいて公表した。 ほっと情報メールに「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の配信情報を追加し、利用者が確認できるようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ほっと情報メールからPM2.5及び光化学スモッグに関する情報を確認することができるようになり、市民サービスの向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報及びホームページで調査結果を公表していく。 岩倉市ほっと情報メールにより、「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の情報を配信していく。 					
20	④ 事務事業の見直しと再編	施策評価の導入	秘書企画課(企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価の評価方法を従来の事務事業評価(試行)から、総合計画の進行管理をし各施策の着実な推進を図るため、施策評価に移行し導入する。総合計画の単位施策(147施策)ごとに施策の評価を実施する。 	これまでの事務事業評価は、実施計画事業を対象とする一部の事業についての評価であった。施策評価は、施策の観点から主要な事業を点検し、事業の過不足や類似事業の見直しなどについて、事業横断的な議論を促すことができる。また、総合計画の進行管理に活用することにより、全庁的な目標を持って施策の推進のための改善改革の取組を実施していくことができる。また、施策評価結果を公表することにより、透明性の高い市政運営の実現に向けて、市民に説明責任を果たすことができる。	検討 実施 外部評価の検討	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施した。 平成25年9月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告するとともに、市ホームページ上に公表した。 平成26年2月に一部様式を変更し、平成25年度施策評価シートの提出を依頼した。 外部評価のあり方について、他市町状況等について研究を行った。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 施策評価を導入後、2年目にして市ホームページ上に公表することができた。 			<ul style="list-style-type: none"> 評価シートの事務事業の事業種類に協働を追加したこともあり、その視点も加え評価していく。平成26年度は総合計画の見直しに着手する予定であり、その過程において、施策評価結果を反映していく。また、外部評価の実効性等についても検討を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施して、12月に評価結果を確定し、議会へ報告し併せて、市ホームページ上に公表した。 平成26年度の評価については、総合計画の中間見直しを行うため、平成23～26年度の4年間の実績評価を実施することとし、2月に基本施策実績評価シートの提出を依頼した。 評価のあり方について、識見者に意見聴取を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の進行管理として、施策の推進状況及び目標指標の達成度を確認することができた。 施策評価を実施することにより、業務の改革改善による効率化の推進や、職員の意識改革を図ることができた。 施策評価結果を公表することにより、わかりやすく透明性の高い行政運営の実現を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は総合計画の中間見直しを行うため、施策評価は平成23～26年度の4年間の実績評価にて実施することとし、公表を行っていく。 外部評価のあり方について、識見者からの意見を参考に、検討を進めていく。 					

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
21		保存文書のデジタル化	行政課	・保存文書のデジタル化に向け検討を行うとともに、電子決裁の導入についても検討を行う。	効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	【実績】 ・文書管理の見直しは検討したが、デジタル化については検討に至らなかった。 【実施効果】 ・巡回点検を実施することにより、起案文書の登録の重要性について認識してもらうことができた。			・文書管理システムによる起案文書の作成及び登録についての機能を充実させる。 ・引き続き他市町のデジタル化及び電子決裁に関する取組を研究する。	・文書管理システムのバージョンアップを随時行った。 ・時間外勤務について、パソコン上で申請及び承認を行えるようにした。 ・他市町のデジタル化及び電子決裁に関する取組は、研究できなかった。	・起案文書の登録等がしやすくなった。 ・時間外勤務の手続における利便性が向上した。	・保存文書のデジタル化と電子決裁については、費用対効果の面から研究し、導入の可否についての結論を出す。	
22		道路・水路台帳デジタル化	維持管理課(都市整備課)	・道路・水路台帳の閲覧等情報提供を迅速に行えるようデジタル化を図る。従来の情報に加え認定等の告示に関する情報や占用の状況、道路改修の履歴等確認できるようにする。	紙ベースで各々に保存されている道路・水路に関する様々な情報をデジタル化することにより、情報を一元化し、窓口での対応などにおける事務の効率化の向上が図れる。また、改修履歴等の情報管理が容易になることで長期的な道水路の維持管理計画に活用できる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・道路台帳及び水路台帳を完成し、システムの運用が可能となった。 【実施効果】 ・道路台帳は、今まで路線網図により路線番号を確認し、その番号により紙ベースの台帳により幅員等の確認を行っていたものが、パソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。 ・水路台帳は、市内全域でパソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。 ・両台帳の事務が迅速化されたことで、窓口での待ち時間の短縮など市民サービスの向上にもつながった。		・前年度の占用物件、工事・修繕箇所を迅速に入力し、適正な運用を行う。	・これまでの道路台帳、水路台帳の情報に道路占用、公共物使用、承認工事、境界立会、道路等の土地の寄付・交換・払下げ等、側溝浸濫の記録を随時追加入力した。	・道路幅員等確認に合わせて道路情報を求める来庁者に対して窓口での待ち時間の短縮など市民サービスの向上につながった。 ・道路に関する情報確認の迅速化が図られた。	・道路台帳の修正のほか、引き続き占用や境界立会等の情報を遺漏なく追加入力し、システムの適正な運用を維持する。		
23		監査結果のデータベース化	監査委員事務局	・監査で指摘・注意等された事項と対応状況をまとめた「監査カルテ」を作成して、全課と監査委員事務局で情報を共有する。	・監査で指摘や注意などをした事項がどのように対応されたかを確認し、業務リスクの所在を明確にすることにより、監査事務の効率化が図られる。 ・担当課においては、問題点を課内で共有することにより、同じ指摘等がなくなる。また、担当者が代わった際にもリスクを未然に防ぐことができる。 ・他課の受けた指摘等を知ることにより担当する業務の参考とし、事務の質を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・注意・指摘事項の傾向分析のグループウェアでの公開には至りませんでした。監査資料の作成依頼の都度誤りやすい事項についての注意喚起を文書で実施した。 【実施効果】 ・指摘事項の件数は、減少傾向にある。		・今年度、若手職員を対象にした研修とグループ長及び管理職を対象にした研修を行う。監査に対する認識を高めてもらう。	・若手職員を対象とした監査カルテ説明会を開催し、職員24人の参加を得た。説明会については「監査カルテの運用について」や「よくある誤り」等について解説を行った。	・説明会に出席した職員が自らの職場でほかの職員にも説明をするなど、職員の積極的な意識づけにもつながった。 ・監査カルテの効果的運用により将来大きなリスクに発展する可能性のあるミスを減らすなどの、職員の意識づけに役立つものになった。	・管理職及びグループ長を対象に、監査とは何か、管理職としてどんな事項に着眼しなければならないのか等監査に対する認識を高めてもらうための講演会を、代表監査委員を講師として実施する。	・監査について、内部で研修を行うことは必要なことである。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
24	(2)より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	自治基本条例の制定 秘書企画課(企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に、「協働のまちづくり研究会」を設置し、市民と行政で議論を重ね、その議論の内容を「岩倉市市民協働の基本指針～市民協働のルールブック～」としてまとめたが、次のステップとして、市民・議会・行政の役割や責務などを明らかにし、協働によるまちづくりをより発展させるために自治基本条例を制定するもの。 ＜年度ごとの取組内容＞ 平成23年度 自治基本条例の基礎調査・準備期として、自治基本条例の事例整理等基礎調査のための庁内検討会の設置 平成24年度 条例案を検討するための 岩倉市自治基本条例検討委員会の設置 平成25年度以降 条例に盛り込まれた趣旨が生かされた市政運営 	自治基本条例で、市民・議会・行政の役割を明らかにし、自助・共助・公助による市民自治・市民協働のまちづくりを進めていくための仕組みが構築できる。この条例に基づく取組を全市的に推進することにより、協働のまちづくりがより発展する。	<p>検討 制定 実施 実施 実施</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例第25条の規定に基づき、条例の検証に関することや、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項についての審議をするため、委員10人から構成される自治基本条例審議会を設置した。 審議会にて、条例の進捗管理や検証を行うための計画である、岩倉市自治基本条例推進計画(案)を協議し、そのまとめを審議会の報告書として市長へ答申することができた。 自治基本条例のパンフレットを作成し、全戸配布し、市民への周知を図ることができた。 自治基本条例を周知するために、市民向けの周知事業である出前講座のメニューに掲げるとともに、職員研修のカリキュラムにも組み入れた。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに自治基本条例審議会を設置し、条例の推進計画を作成し検証していくことで、継続的に自治基本条例の進捗状況や実効性について検証することができた。また、パンフレットの全戸配布により制定を周知することができ、職員研修を行うことで内部理解も深めることができた。 					<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自治基本条例審議会を開催し、進捗状況や実効性について検証していくとともに、出前講座の周知や職員研修の継続により、啓発や意識の醸成を図っていく。 平成26年度から策定していく市民参加条例にて、パブリックコメント及び市民参加に関する行政手続等について規定していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例審議会を3回開催し、現状と課題を明らかにした上で、推進計画の進捗状況などを確認し、また、市政全体が条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行った。 条例にて別に定められている、市民参加条例と公益的通報に関する条例の検討委員会を設置し、検討を行った。 自治基本条例推進計画の作成のため、施策評価シートに協働の欄を追加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の推進計画を作成し検証していくことで、継続的に自治基本条例の進捗状況や実効性について検証することができた。 公益的通報に関する条例検討委員会は平成27年3月議会に提出し制定することができた。 施策評価シートに協働の欄を追加したことにより、協働の取組状況をより詳しく把握することができた。 市民参加条例検討委員会においても精力的に議論がなされており、条例案として検討が深まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自治基本条例審議会を開催し、進捗状況や実効性について検証していく。 条例について周知するため、出前講座や職員研修を実施していく。 市民参加条例検討委員会においては条例案の検討を引き続き行い、平成27年度中に制定する。 			
25		② 市民活動・市民協働の活性化	長寿介護課(介護福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に策定予定である「岩倉市地域福祉計画」をベースとして、町内ごとに地域の住民が中心となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常的な安否確認を行う見守りサポート隊を結成する。 	行政の見守りには限界がある。地域の住民が主体となり、日頃からの声かけや見守り活動を行うことで、住民間の絆が深まり、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに繋がる。	<p>検討 検討 検討 1地域 3地域</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画を推進するなかで、地域住民のつながりを深め、日常的に声かけができる環境を目指し、市内店舗において、標語入りポケットティッシュを配布し、あいさつ運動を行った。 引き続き、既に見守り活動に取り組んでいる岩倉団地の見守りサポート隊と情報交換を行った。 他市における日常的な見守り手法について調査・研究を行った。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動を通して、日常的な住民どおしのつながりの重要性について広く周知することができた。 既存の活動団体との情報交換のなかで、問題点の共有化を図り、今後の見守り方法の検討に繋がった。 地域住民が中心となり日頃からの声かけや見守り活動につながる、支え合いマップづくりに向けて、平成26年度の予算化に繋がった。 				<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画を推進していきながら、引き続き計画の中に挙げられた見守り支援に対する具体的な取組を、地域の特性に合わせて検討し実行していく。 社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域福祉計画の市民会議のメンバーなどとともに、支え合いマップづくりの作成方法を学び、モデル地区(1地区)での実施を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 支え合いマップインストラクター養成講座(4日間)を開催し、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、市職員が参加した。 講座をとおり、モデル地区(4地区)の支え合いマップを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> モデル地区での見守り状況を地図上に図示することにより、現状の見守り状況の確認と、見守り体制づくりへの意識の向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は引き続きモデル地区において、平成26年度に作成した支え合いマップの情報更新を行っていく。 	この事業を全市的に広げていくために、モデル地区を増やすべきである。			

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
26		五条川沿いの桜並木保全・再生	商工農政課	・岩倉五条川桜並木保存会と協働で、寿命といわれる樹齢60年を迎えつつある五条川の桜の保全と再生のため、不要枝、枯れ枝等の剪定と市が購入した肥料の打ち込みを行う。また、後継木(枯れた後に植えた木)の場合には嫌地(いやち・以前に桜が植えられていた場所に再び桜を植えると育ちににくい)という生理上の問題があるため、不定根(枝や幹など本来根が生える場所以外から生えた根)やひこばえを育成することにより、その木自体を再生させる試みを行う。	本市の貴重な地域資源である五条川の桜並木を将来に残すことで、市民との協働によるまちづくり活動の活性化が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・昨年度に引き続き、岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ341人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年7回、新たな活動として、桜に害を及ぼすキノコ類の処置を年5回、桜管理のためのナンバープレート付けを年2回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。 【実施効果】 ・岩倉五条川桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で、観光資源であり市のシンボルである五条川の桜並木の保全と景観の向上を図った。 ・平成25年度末の会員数は、平成24年度末と比べ、104名から118名と増加した。	・桜並木保存会が行うことなのか市が行うことなのか不明確なものがある。実施主体がどちらなのか意識して記述すること。	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	・引き続き、岩倉五条川桜並木保存会や五条川流域区の住民などと協働して、五条川の桜並木を将来に残すため、ひこばえを残す実験などを行いながら保全・再生活動を計画的に進める。 ・新規会員の募集を行うほか、募金箱を置いてもらう店舗を増やすなど、多くの皆さんに桜並木の保全に関心を持ってもらうための活動を行っている。	・岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ301人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年7回、枯れ枝等の剪定を年6回、桜に害を及ぼすキノコ類の調査を年2回、桜管理のためのナンバープレート付けを年2回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き及びひこばえ切りを実施した。 ・保存会では、活動内容を周知するため、会報誌「桜だより」を毎年2回発行しているが、9月15日号の市広報と同時に全戸配布をした。また、公共施設や協力店舗への募金箱の設置及び回収を行った。平成26年度末の会員数は、平成25年度末と同数の118名であった。 ・市では、桜へ打ち込む肥料を購入するとともに、桜の消毒及び高所の枯れ枝等剪定を実施した。	・岩倉五条川桜並木保存会会員や五条川流域区の住民などと協働で、観光資源であり市のシンボルである五条川の桜並木を将来に残すため、ひこばえを残す実験などを行いながら保全及び再生活動を計画的に進める。 ・桜に害を及ぼすキノコ類の処置については、保存会独自で、平成27年度に県交付金「あい森と緑づくり環境活動・学習推進事業」の助成を受け、作業を計画的に進めていく。 ・新規会員の募集を行うほか、募金箱を置いてもらう店舗の開拓も行う。	・実績等の記述において、桜並木保存会が行うことなのか市が行うことなのか不明確なものがある。実施主体がどちらなのか意識して記述すること。 ・五条川地域の近隣自治体が広域的に連携し、観光やシティプロモーションの観点から桜並木の魅力をアピールする取組みができると良い。	
27		少年消防クラブによる防火PR活動	消防本部	・各小学校に少年消防クラブを発足させる。 ・防火・防災に対する知識を深めるため、少年消防クラブに消防学校の1日入校をはじめ、市防災訓練等へ参加してもらうことにより一層の防火PRに資するよう取り組む。	市民の防火意識高揚とともに、次世代の地域防災の担い手が育成される。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・平成25年8月2日に各小学校からの代表25名が愛知県消防学校への1日体験入校に参加した。同年8月27日に岩倉市防災訓練に参加予定であったが雨天によりグラウンドが使用できないため中止となった。 ・ベスト・帽子を購入した。 ・愛知県防災局に感想文を提出し、体験修了証を9月最初の全校集会の場で伝達した。 【実施効果】 ・愛知県消防学校への1日体験入校の際、ベスト・帽子を着用し、さまざまな体験を行うことによりさらなる防火・防災意識の向上が図れた。	・防火・防災意識を高めるためには、消防学校への体験入校、防災訓練の参加のみではなく、例えば一般の人が知らない救急、災害の場面でのノウハウを伝えるなど他の施策も必要と思われる。	・愛知県消防学校への1日体験入校、市の主催する防災訓練への参加、消防関係行事へ参加する。	・7月30日に各小学校からの代表27名が愛知県消防学校1日体験を実施した。体験の感想文を愛知県防災局に提出し、体験修了証を9月最初の全校集会の場で伝達した。 ・同年8月24日、岩倉市防災訓練に五条川小学校クラブ員の代表18名が参加した。 ・推進本部からの指示を受け、平成27年2月27日、南小学校クラブ員に対しキャリア教育の一環で消防に関する講話を行った。	・愛知県消防学校への1日体験入校の際、前年度作製したベスト・帽子を着用することで、クラブ員としての新たな自覚が高まった。また、市主催の防災訓練に参加し防火・防災意識の向上が図れた。	・愛知県消防学校への1日体験入校する。 ・市主催の防災訓練へ参加する。 ・クラブ員に対し消防に関する講話を行う。		
28		救命知識・技術の普及・啓発	消防本部	・高齢化社会の救急需要の増大に伴い、心肺停止傷病者が増加している社会情勢の中、より多くの市民が心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取扱いなど、救命知識・技術を習得するために講習会への更なる参加を促すため、署ホームページでの募集、防災会での訓練項目に取り入れる。また、応急手当の指導員として自主防災組織から指導員の養成を行う。	意識や呼吸のない人(心肺停止傷病者)と遭遇したとき、講習を受講していれば、助かるかもしれないということを認識していただくことにより救命率の向上につながる。	200人 7.8% 8.3% 8.8% 9.3% (市民のうち普通救命講習参加者の割合)					【実績】 ・市民周知の啓発活動で消防庁舎市民開放や市民ふれ愛まつりでのデモや受講の呼びかけ、また市内事業所や介護施設、幼稚園への受講案内の送付を行った結果、上級2回を含め、28回の講習会が開催でき365人が受講した。 ・平成25年度までに修了証を交付した受講者は4,000人となり、市民の8.3%が受講したこととなる。 【実施効果】 ・45人の心肺停止傷病者に対し、現場に居合わせた人による心肺蘇生法実施者が23人と増加し、またその内7人が講習会を受講しており、継続した講習会等の効果が伺える。	・救命講習の実施が一定の効果を挙げていると思うので、さらにPRをして受講者数を増やすべきである。	・救命講習のPRを行う受講者数を増やすこと。	・消防庁舎市民開放やふれ愛まつり等のパブリックスペースでの啓発活動、各種訓練及び広報紙による受講案内等で応急手当の重要性をPRしていく。 ・事業所等に引き続きAEDの設置を促していく。 ・日本赤十字社岩倉支部が開催する救命講習は、平成24年度は30人受講したが平成25年度は受講者はありませんでした。今後は日本赤十字社岩倉支部に救命講習の受講を依頼し受講者増に努める。	・市内中学校に普通救命講習会の働きかけを行い、岩倉中学校2年生279人に対し普通救命講習会を実施することができた。 ・大型マンションの管理組合にAEDの重要性と設置を促すとともに普通救命講習会受講のお願いを行い、1つの管理組合に対し応急手当講習会を実施することができた。 ・消防庁舎市民開放やふれ愛まつり、職業体験「消防士への挑戦」(30人受講)での啓発活動、自主防災訓練や広報紙による受講案内等で応急手当の重要性をPRした。その結果、上級3回を含め28回の講習会が開催でき、652人が受講した。 ・平成26年度までに修了証を交付した受講者は4438人となり市民の9.2%が受講したこととなる。また、日本赤十字社岩倉支部の講習には受講者はなかった。	・今後の世代を担う中学生に対し普通救命講習会を実施できたことは、命の大切さを学び救命率の向上に繋げることができた。 ・上級・普通救命講習受講者を平成25年度365人に対し、平成26年度は652人と大幅に増加させることができた。 ・40人の心肺停止傷病者に対し、現場に居合わせた人による心肺蘇生法実施者が昨年度と同様23人であった。その内3人が講習会を受講しており、継続した講習会等の効果が伺える。	・引き続き中学校や高校に対し働きかけを行い普通救命講習会を実施していく。 ・事業所等に普通救命講習会受講の働きかけとAEDの設置を促していく。 ・心肺停止傷病者に対する市民の方が行う救命処置の実施率を向上させる。	・市内のコンビニにAEDが設置されていると非常に有効であるので働きかけができると良い。

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
29	③市民と行政の情報の共有	市民との協働による広報紙作り	協働推進課(秘書課)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニター設置 ・広報ネットワークの構築による市内情報の収集 ・広報紙の読みやすさ・わかりやすさのレベルアップ ・市民との協働による広報紙制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすく読みやすい広報紙の作成 ・市民目線で広報誌を作成するため、市民に分かりやすい。 ・身近なまちの情報を提供してもらるために地域資源の掘り起こしなどにつながる。 	実施	設置	意見等の反映	取材等への協力	市民制作ページの作成	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターによる行事等の写真や地域情報の提供がされた。 ・職場体験の中学生とともに広報紙のフォトニュースや特集記事を作成した。 ・広報モニター実績記事 2回 写真 22回 ・広報モニター会議(全体会)を1回開催した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターからの意見や写真を反映させたことにより親しみやすく読みやすい広報紙づくりがされた。 			<ul style="list-style-type: none"> ・より親しみやすく読みやすい広報紙を制作するため、広報モニターの意見を取り入れる。 ・広報モニターのネットワークの拡充を図り、市内のあらゆる情報を収集し広報紙に掲載するとともに広報モニターによる広報紙制作の参加について検討する。 ・広報リニューアルについて検討する組織を庁内に立ち上げアンケートの実施を検討する。 ・岩倉総合高校との連携を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターによる行事等の写真が提供された。表紙 6回 ・フォトニュース等 19回 ・職場体験の中学生とともに特集記事を作成した。 ・職場体験の岩倉総合高校生とともに特集記事を作成した。 ・広報リニューアル検討プロジェクトチームを設置し広報紙のリニューアルについて検討した。 ・スマートフォンやタブレット端末で閲覧可能なアプリの導入について検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニター、中学生、高校生と、それぞれ協働で紙面づくりを実施し、より親しみやすい広報紙面づくりができた。 ・洗い出された課題を考慮し広報紙リニューアルを行って行く。 ・スマートフォン、タブレット端末で閲覧可能なアプリの導入を実施し、広報読者の利便性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働により親しみやすい広報紙面づくりをしていく。 ・洗い出された課題を考慮し広報紙リニューアルを行って行く。 ・スマートフォン、タブレット端末で閲覧可能なアプリの導入を実施し、広報読者の利便性の向上を図る。 	
30	広聴活動の一層の充実	協働推進課(秘書課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の実施 ・タウンミーティングの実施 ・いどばた広聴の実施 ・市民の声・私の提案の反映 ・インターネットを利用したアンケート方法等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民本位の市政推進 	実施	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングは4団体延べ108人で実施した。 ・いどばた広聴は4回 72人の規模で実施した。 ・各種計画などの策定段階でホームページからもパブリックコメントを実施した。 ・対象団体の範囲を拡大した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策の周知が図られた。 ・市民から多くの意見を聴くことができた。 ・市民の声・私の提案は、投書によるものなど計235件あり関係課と連携をとり市政への反映に努めた。 			<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングについて、機会を捉えて各種団体にPRをして実施回数を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会等でタウンミーティングの実施について周知を行った。 ・タウンミーティングは4団体延べ120人で実施した。 ・いどばた広聴は2回、35人の規模で実施した。 ・市民の声などの投書等が315件あった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策の周知が図られた。 ・市民の声などについて関係部署と連携をとり市政への反映に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングの実施を各種団体にPRしていく。 ・区役員等へタウンミーティングの実施をPRしていく ・副市長、協働推進課長、広報情報グループで区長等と意見交換会を実施する。 		
31	公共情報の発信	協働推進課(企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、不審者情報その他行政が市民に対する公共情報について、当該情報の種類によって、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話を含めた適切な伝達メディアにより速く、広く伝達するという仕組みを構築する。 ・携帯電話の場合は、個人が必要とする情報のカテゴリーを選択できるようにする。 <p><年度ごとの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 検討 ・平成24年度 調査・研究 ・平成25年度 導入 	<p>現在の防災ほっとメールや学校における不審者情報は、それぞれの管轄部署で推進をしているところであるが、他の公共情報についても現在の伝達メディアだけではなく、ニーズに合った情報が迅速に個人の携帯電話へ送付されることにより、地域の安心・安全・まちづくりなどの発展に寄与する。</p>	検討	調査研究	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に作成した仕様に基づき、同報系防災無線と連携したメール配信システムを構築した。なお、配信する情報など詳細なシステムの設定については、関係各課と協議調整を実施し決定した。 また、平成26年2月1日から一般市民向け情報の配信の仮運用を開始した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報で周知の上、平成26年2月1日から一般市民向けのメール配信サービスの仮運用を開始し、広く公共情報の提供を行っている。なお、提供する情報は災害情報、不審者情報、消費生活情報、イベント情報、議会情報など15項目が設置されている。また、同年3月末における登録ユーザ数は1,306人(延べ登録者数は6,477人)、メール配信は28件となっている。目的にあった情報を速く伝達することが可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっと情報メールの登録者数の増に取組むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数の具体的な目標を設定し、あらゆる手段を使ってほっと情報メールの登録者数の増に取組むこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日からは、メール配信サービス対象者を消防団、保育園及び職員等に拡大し、本格運用を開始する。それ以降については、秘書課広報広聴グループを中心にメール配信サービス対象者毎に担当課が対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数の増加を図るため、広報、ホームページ、イベント等において周知を図った。 ・平成27年3月末における登録ユーザ数は2,010アドレス(延べ登録数は10,286件)、メール配信は297件であり、目的にあった情報を早く伝達することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の情報を要求に応じて提供することができた。 ・平成27年3月末における登録ユーザ数は2,010アドレス(延べ登録数は10,286件)、メール配信は297件であり、目的にあった情報を早く伝達することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎号広報いわくらにQRコードを掲載し登録者数の増加に努める。 ・他課と連携イベント等の参加者に対し周知に努める。 ・登録ユーザ数を3%増加を図る。 		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)	
						23	24	25	26	27									
32		緊急メール登録者の拡大	学校教育課	<p>・現在、市内各小中学校において、事前に登録している保護者等に対して不審者情報や学校からの急を要する連絡などを携帯電話等に緊急メールとして発信しているが、周知を図り更なる登録者の増員に努める。</p> <p>①学校のホームページ等でPRIに努める。</p> <p>②発信する内容を検討し、必要とされる情報としていく。</p>	<p>学校から緊急に伝えたい情報を迅速かつ正確により多くの保護者に対して発信することができる。</p>	小: 87%	小: 88%	小: 89%	小: 90%	小: 91%	<p>【実績】</p> <p>・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、保護者への周知を図った。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・登録率は小学校は4ポイント減少したが、中学校は4ポイント増加した。</p> <p>平成24年度 小94% 中79%</p> <p>平成25年度 小90% 中83%</p>	<p>・緊急メールのシステムの契約期間が終わった際には、ほっと情報メールへの一本化を検討すること。</p>	<p>・緊急メールのシステムの契約期間が終わった際には、ほっと情報メールへの一本化を検討すること。</p>		<p>・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、未登録の保護者に対して保護者会等で声かけを行うなど周知を図った。</p>	<p>平成25年度 小90% 中83%</p> <p>平成26年度 小95% 中84%</p>	<p>・引き続き発信する内容の検討や保護者への周知に努め、登録者の増加を図る。</p>	<p>・引き続き発信する内容の検討や保護者への周知に努め、登録者の増加を図る。</p> <p>・システム契約期間(平成30年9月)終了までに、ほっと情報メールでの運用について費用面を含めて検討する。</p>	<p>・システムを独立させなければならぬ理由がなければ、ほっと情報メールと統合し、市民が情報を選択できるようにするのが望ましいと考える。</p>
33		市議会における市民への情報発信	議会事務局	<p>①「市議会だより」のページ数の増、カラー化、市民の声、議会報告会の記録等を掲載し、市民に議会情報をわかりやすく、読みやすく、また議会を身近に感じてもらえるように紙面を工夫する。</p> <p>②ホームページを活用し、「市議会だより」より多くの情報を提供する。</p> <p>・各常任委員会の会議録の公表</p> <p>・行政視察の報告書</p>	<p>市民に議会を理解してもらおう。</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <p>・平成25年5月号から表紙をフルカラーとした。</p> <p>・引き続き表紙の写真を一般公募し、3件の応募があり、表紙としては2件採用した(1件は他のコーナーで使用)。</p> <p>・写真サークル団体には応募の願いは、できなかった。</p> <p>・愛知県町村議会広報研修会に参加し、学習してきた。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・フルカラー化したことにより、読者を惹きつける効果が増した。</p> <p>・写真を公募したことに対し応募があったことで、読者もただ読むだけではなく、紙面に加わりたいという意識があることがわかった。</p> <p>・研修会に参加し、タイトルのつけ方など目を惹く紙面づくりに気をつけるようになり、学習効果があった。</p>		<p>・アンケート調査等により、指標の設定が行えるようにする。</p> <p>・市広報と同時に配布することで、紙面づくりの充実に努める。</p> <p>・写真サークル団体に対し、応募の願いをしていく。</p> <p>・引き続き、愛知県町村議会広報研修会等に参加する機会があれば、「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努め、広報づくりの研究を重ねる。</p> <p>・傍聴人の声を市議会だよりに掲載するための研究をしていく。</p>	<p>・アンケート調査等による、指標の設定ができなかった。</p> <p>・市民から提供いただいた写真の使用、表紙撮影に市民から協力いただくことができた。</p> <p>・愛知県町村議会広報研修会が開催されなかったこともあり、研修会等に参加できなかったが、議会広報特別委員会において、議員間で「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努め、広報づくりの研究を重ねた。</p> <p>・傍聴人の声を市議会だよりに掲載するための研究ができなかった。</p>	<p>・指標が設定できていなかったこともあり、市民に議会を理解してもらうという実施効果の目標について、どの程度達成できたか効果を出せなかった。</p> <p>・市民の協力により、議会へ関心を持っていただくことができた。</p> <p>・引き続き、愛知県町村議会広報研修会等に参加する機会があれば、研修会等に参加し、「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努め、広報づくりの研究を重ねる。</p> <p>・傍聴人の声を市議会だよりに掲載するための研究をしていく。</p>	<p>・指標の設定が行えるように研究する。</p> <p>・引き続き、紙面づくりの充実に努めていく。</p> <p>・写真サークル団体に対し、応募の願いをしていくことと、機会を設けて広く呼び掛けていく。</p> <p>・引き続き、愛知県町村議会広報研修会等に参加する機会があれば、研修会等に参加し、「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努め、広報づくりの研究を重ねる。</p> <p>・傍聴人の声を市議会だよりに掲載するための研究をしていく。</p>			

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
34	(3) 持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化	人口増加策と新たな企業誘致による市税収入の増	秘書企画課(企画財政課)・商工農政課	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年国勢調査では本市の人口は減少に転じたが、その要因を分析し今後の課題を抽出するとともに、人口増加施策について調査研究を進めていく。 現在のところの施策案としては、ハード面として第4次総合計画、都市計画マスタープランに沿い、市街化調整区域を利活用することなどが挙げられ、ソフト面としては、まちの魅力を高め、住んで良かった、住み続けたいまちという目標に向かって次の事業などを行うことが想定される。 まちの魅力情報発信事業 これから岩倉市に転入して長期間住居する方に対する行政サービスの特典付加事業 空家情報と行政保有情報の有機的リンク事業 <新たな企業の誘致策> 安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、優良企業を誘致する。また、市内企業が市外へ転出することなく事業継続できるよう必要な施策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加施策を展開することにより、本市が将来的にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎を築いていくことができる。 新たな企業誘致に努めることで、税収の増加につながる。 <p>※財政効果については別紙参照</p>	<p>検討 調査 実施 実施 実施</p> <p>研究 (人口増加策)</p> <p>検討 検討 実施 実施 実施</p> <p>(新たな企業の誘致)</p>	<p>【実績】</p> <p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさといわくら応援寄附金(ふるさと納税)制度の刷新について、政策創造研究プロジェクトで着実に検討を重ね、平成25年12月からクレジット決済の開始と市外の方からの1万円以上の寄附に対して、名古屋コーチンなどの特産品を配布することし、制度の改正を行った。 人口増加策の一つとして、岩倉市ブランドを広告することを検討した。 市街化調整区域内の住宅建築の規制緩和について、平成25年2月19日に愛知県条例に則り、井上町、北島町、野寄町、川井町において、都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域を指定した。 <新たな企業の誘致策> 企業誘致策については、他自治体の状況を研究することとまとめた。 数社からの岩倉市への工場移転、市内での移転についての相談に対応したが、実現には至らなかった。 <p>【実施効果】</p> <p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 岩倉市のふるさと応援寄附金制度の内容が大きく新聞や雑誌等に掲載され、そのPR効果等により、平成25年12月からの実質4ヶ月間で、14百万円程度の寄附金を集めることができ、市の貴重なまちづくりの資源とすることができた。また、そのことにより、岩倉市のイメージアップに大きく寄与することができた。 市街化調整区域内の住宅建築の規制緩和について、都市計画法第34条第11号による開発、建築許可申請が18件あった。 <新たな企業の誘致策> 他市町の検討、具体的な企業の相談を受け、支援策策定の参考とすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致について、昨年度ほとんど進捗が見られなかったが、方向性を早く定めることにも、企業誘致条例についても検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致策について、市としての方向性を早急に定め、具体的かつ効果的な取組みに着手すること。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ふるさと応援寄附金制度を行い、岩倉市のイメージアップを図るとともに、人口増加策検討の一つとして、政策創造研究プロジェクトにより、岩倉市イメージアップ事業として、岩倉市の住みやすさをアピールする方策、施策の改新について、検討を進めていく。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致できる用地の確保は困難であることから、立地する企業に対する支援策を検討する。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から引き続き、ふるさといわくら応援寄附金制度を実施し、市外の方からの1万円以上の寄附に対して、名古屋コーチンなどの特産品を配布した。 若手職員から構成する政策創造研究プロジェクトについて、新たに副市長を政策アドバイザーに迎え、本市の人口増加策について検討を行った。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 他自治体の状況を研究するとともに、企業誘致プロジェクトを3回開催し、本市に適した企業誘致施策を検討した。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的なふるさと応援寄附金制度のブームにより、約4千万円の寄附金を集めることができ、市の貴重なまちづくりの資源とすることができた。また、そのことにより、本市のイメージアップに大きく寄与することができた。 政策創造研究プロジェクトにおいて、本市における政策課題の洗い出しを行うとともに、子育て世帯の移住・定住を促すこと「空き家・空き地(未利用地)利活用施策」を検討テーマに選定するとともに、具体的に空き家等実態調査などの施策について検討した提案を行うことができた。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致プロジェクトを開催することにより、課を横断した共通認識を得ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から、7名の職員に対し兼務辞令を発令し、広報・企業誘致・シティプロモーション・住宅施策の4つのまちづくり政策について、定期的に会議を開催することにより、課を横断した共通認識を持ち、それぞれの政策を融合的かつ積極的に進めていく。 <p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ふるさと応援寄附金制度を行い、本市のイメージアップを図っていく。 国の交付金を活用し、本市における現況や課題を把握・分析した上で、子育て世帯の移住・定住を促すことができるような「人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」を今年度中に策定していく。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致プロジェクトにて企業誘致施策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致について、具体的な取組策を早急にまとめること。 本市は、市税収入のうち固定資産税が占める割合が高いということなので、さらに定住を進めるための取組みを強化すること。 			
					35			負担の公平性を保つための課税対象の把握(土地の現況調査及び家屋の全棟調査)	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 土地の現況調査及び家屋の全棟調査について、計画的に市内全域を実施していく。 <年度ごとの取組内容> 平成23年度 家屋の全棟調査について、市販の住宅地図に家屋調査表から住宅を落とし込んだ図を作成した。その結果、課税漏れは約360件、内、免税点(20万円)以上が約250件あり、23年度は約80件実施課税賦課をした。 平成24・25年度 免税点以上の課税漏れについて、2年間で課税賦課を終了する。 平成26・27年度 今後は調査漏れが激減と思われるため、3年に一度評価替えに合わせて地図を作り直して全棟調査を毎年実施する。 	<p>公平かつ適正な課税をすることが目的であり、その結果税収アップにつながる。</p> <p>※財政効果については別紙参照</p>	<p>実施 実施 実施 実施 実施</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、763件の現地調査を実施した。 家屋については、全棟調査を72棟を実施した。これにより平成23年度の取組み内容としていた約250件全てを終了した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地については、150筆の地目修正で2,000千円の増収となった。 家屋については、72棟の調査実施により482千円の増収となった。 			<p>平成25年度末に航空写真データと課税台帳とのエラーチェックリストが納品された。このエラーについて平成26年度は現況調査を実施する。これにより、さらに精度を上げて未評価家屋を特定し、課税を行うことができる。また、評価漏れだけでなく減失漏れも同時に調査することで公平・適正な課税を実施していく。</p>	<p>土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、809件の現地調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家屋については、パート職員を雇用し、地番図・家屋位置図導入に伴う現況調査及び課税台帳突合作業を実施した。 <p>【作業結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税台帳と突合できた件数605件 減失処理件数210件 不特定(非課税含む)1,715件 	<ul style="list-style-type: none"> 土地250筆の地目修正で1,284千円の増収となった。

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)						
						23	24	25	26	27														
36		コンビニエンスストア収納の実施	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税に加え市税についてもコンビニエンスストア収納を実施する。 納期限の過ぎた税についても納付できるよう関連するシステムを改修する。 嘱託徴収員を1名減員とし、3名とする。 	<p>納付場所にコンビニエンスストアが加わることで、24時間、1年中納付が可能となり、遠隔地へ転出した場合にもその場所で納付場所が確保でき、納税者の利便性が大幅に向上する。</p> <p>※財政効果については別紙参照</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初に送付する納税通知書以外に、納期限を過ぎた税(滞納繰越分を含む)についてもコンビニエンスストアで収納できる納付書を発行し、収納機会拡大に努めた。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税・都市計画税の6.30%、3,546件(前年比1.94ポイント、1,040件の減)、市県民税普通徴収分の20.71%、4,592件(前年比3.21ポイント、643件の増)、軽自動車税の41.57%、4,280件(前年比5.40ポイント、641件の増)、国民健康保険税の19.47%、11,782件(前年比1.38ポイント、1,172件の増)がコンビニエンスストアで納付された。 	<ul style="list-style-type: none"> H25は固定資産税の納付書の様式が改められ、コンビニ収納の割合の算出方法が変更された。このことは、H25の実績に記述すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> きちんと実績を示すことができる記述をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページ等を通じて制度の周知に努める。 先進自治体の取組等を調査し、時代の状況にあった納税環境について研究する。 	<ul style="list-style-type: none"> 10月15日号広報紙に「市税特集(5ページ)」を掲載し、市県民税、固定資産税、軽自動車税の課税の仕組みやコンビニエンスストア収納等を周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 課税の仕組み等を周知することにより、納税意識の向上を図ることができた。 コンビニエンスストアの収納実績は、26,698件(前年比+2,498件)と全体の17.8%を占め、利用率は順調に伸びている。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページを通じて、制度の周知に努める。 新たな収納方法について、費用対効果等を考慮し、研究する。 							
37		インターネット公売の実施	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 搜索の実施などにより差し押さえた動産等をインターネット公売の仕組みを利用して換価する。 	<p>差し押さえ財産の換価が効率的に進められることに加え、滞納整理に取り組む市の姿勢を広く周知することで、新たな滞納の発生を抑制する効果が見込まれる。</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納者宅の搜索を実施したが、公売にかけるに足りる動産を発見できなかった。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公売を実施できなかった。 			<ul style="list-style-type: none"> 搜索を実施することが適当な事案については、搜索を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 搜索を1件実施し、公売にかける動産(軽自動車)を差押えたが、滞納者による滞納金の一部納付があったため、公売できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 公売の準備を進めたが、相手方から落札見込額を上回る額の納付があったため、公売を実施する必要がなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 搜索を実施することが適当な事案については、搜索を実施する。 							
38		市税の収納率の向上	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 早期の納税催告を実施して新たな滞納の発生を抑制するとともに、財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付に応じない滞納者には、早期に滞納処分を実施する。 また、市・県民税では法で定められている事業者には特別徴収を推進し、収納率向上に努める。 地方税滞納整理機構に参加していく。 	<p>市税は、平成22年度の県内平均収納率現年分98.7%、滞納繰越分20.8%を平成27年度時点で上回る。</p> <p>国民健康保険税は、平成22年度の県平均収納率現年分91.0%、滞納繰越分県内収納率順位(平成21年度収納率が県内平均値に近い)10位14.96%を平成27年度時点で上回る。</p> <p>滞納整理を推進するとともに、税務職員の徴収技術の向上を図ることができる。</p> <p>※22年度市税(現年度分)の収納率 98.11% 市税(滞納繰越分)の収納率 19.08%、 国民健康保険税(現年度分)の収納率 87.42% 国民健康保険税(滞納繰越分)の収納率 12.42%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<table border="1"> <tr> <td>【市税】 現年 98.25 % 滞納繰越 19.50 %</td> <td>【市税】 現年 98.40 % 滞納繰越 19.90 %</td> <td>【市税】 現年 98.50 % 滞納繰越 20.30 %</td> <td>【市税】 現年 98.60 % 滞納繰越 20.60 %</td> <td>【市税】 現年 98.70 % 滞納繰越 20.80 %</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>【国保税】 現年 88.13 % 滞納繰越 13.00 %</td> <td>【国保税】 現年 88.85 % 滞納繰越 13.50 %</td> <td>【国保税】 現年 89.56 % 滞納繰越 14.00 %</td> <td>【国保税】 現年 90.28 % 滞納繰越 14.50 %</td> <td>【国保税】 現年 91.00 % 滞納繰越 15.00 %</td> </tr> </table>	【市税】 現年 98.25 % 滞納繰越 19.50 %	【市税】 現年 98.40 % 滞納繰越 19.90 %	【市税】 現年 98.50 % 滞納繰越 20.30 %	【市税】 現年 98.60 % 滞納繰越 20.60 %	【市税】 現年 98.70 % 滞納繰越 20.80 %	【国保税】 現年 88.13 % 滞納繰越 13.00 %	【国保税】 現年 88.85 % 滞納繰越 13.50 %	【国保税】 現年 89.56 % 滞納繰越 14.00 %	【国保税】 現年 90.28 % 滞納繰越 14.50 %	【国保税】 現年 91.00 % 滞納繰越 15.00 %	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差し押さえを行って強制徴収を行った。 平成23年度より引き続き地方税滞納整理機構に、職員を派遣して、高額滞納事案(102名 97,853千円)を引継いで重点的な滞納整理を行い、62,407千円(収納率64.8%)を徴収した。 平成23年度より引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、給与所得者数に占める特別徴収による納税義務者数の割合は85.16%となっており、前年に比べて0.61ポイント上昇している。理解が得られず滞納する事業者に対して、調査予告や処分予告を行い、それでも納付のない事業者については差し押さえも実施した。 5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ5日間に130人で1,188件を訪問し、2,231千円を徴収した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の収納率は、市税が現年分98.71%(目標率98.50%)に対し、0.21ポイント増)滞納繰越分22.31%(目標率20.30%に対し、2.01ポイント増)、国民健康保険税が現年分89.33%(目標率89.56%に対し、0.23ポイント減)、滞納繰越分17.66%(目標率14.00%に対し、3.66ポイント増)となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の収納率の向上達成に向けてより効果のある施策に取り組むこと。 滞納者が滞納する理由を分析し、滞納を少しでも減らす工夫をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の収納率の向上達成に向けてより効果のある施策に取り組むこと。 滞納者が滞納する理由を分析し、滞納を少しでも減らす工夫をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対して詳細な財産調査を行い、自主的に納付がない者について差押えを行う。 地方税滞納整理機構に引き続き職員を派遣して、高額滞納事案を引継いで重点的な滞納整理を行う。 引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、滞納事業所に対して、差押えを行うなど滞納整理の推進を図る。 平成26年度より現年度の初期滞納者の早期対応に重点を置くこととし、月1回電話催告を行う。督促状を送付しても未納となっている現年分のみ滞納者を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差し押さえを行って強制徴収を行った。 平成23年度より引き続き、地方税滞納整理機構に職員を派遣して、高額滞納事案(104名 83,117千円)を引継いで重点的な滞納整理を行い、46,036千円(収納率54.7%)を徴収した。 特別徴収義務者の指定推進に取り組み、協力を拒む滞納事業所5社に対し、差し押さえ(2,042千円)を実施した。 平成26年度より一斉徴収を廃止し、現年度の国民健康保険税を中心に、月1回の夜間電話催告を実施した。6月～12月の実績は3,626千円で、平成25年12月・平成26年5月に実施した一斉徴収の実績(2,405千円)を上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の収納率・市税/現年分 98.82%(目標率 98.60%に対し、0.22ポイント増) 市税/滞納繰越分 20.88%(目標率 20.60%に対し、0.28ポイント増) 国民健康保険税/現年分 90.66%(目標率 90.28%に対し、0.38ポイント増) 国民健康保険税/滞納繰越分 18.83%(目標率 14.50%に対し、4.33ポイント増) 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対して詳細な財産調査を行い、自主的に納付がない者について差押えを行う。 地方税滞納整理機構に引き続き職員を派遣して、高額滞納事案を引継いで重点的な滞納整理を行う。 特別徴収義務者の指定推進を図り、滞納事業所に対して、差押えを行うなど滞納整理の推進を図る。 現年度の初期滞納者の早期対応の取組として、月1回電話催告を行う。督促状を送付しても未納となっている現年分のみ滞納者を対象とする。 これまで十分に対応できていない外国人滞納者に対し、外国人通訳を臨時職員として雇用し、滞納額の縮減に取り組む。 	
【市税】 現年 98.25 % 滞納繰越 19.50 %	【市税】 現年 98.40 % 滞納繰越 19.90 %	【市税】 現年 98.50 % 滞納繰越 20.30 %	【市税】 現年 98.60 % 滞納繰越 20.60 %	【市税】 現年 98.70 % 滞納繰越 20.80 %																				
【国保税】 現年 88.13 % 滞納繰越 13.00 %	【国保税】 現年 88.85 % 滞納繰越 13.50 %	【国保税】 現年 89.56 % 滞納繰越 14.00 %	【国保税】 現年 90.28 % 滞納繰越 14.50 %	【国保税】 現年 91.00 % 滞納繰越 15.00 %																				

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
39		介護保険料の収納率の向上	長寿介護課(介護福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 	<p>現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。</p> <p>収納率目標(現年分)</p> <p>23年度 99.00%</p> <p>24年度 99.05%</p> <p>25年度 99.10%</p> <p>26年度 99.15%</p> <p>27年度 99.20%</p> <p>※22年度:99.00%、過去11年間の平均は98.61%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<p>99.00 99.05 99.10 99.15 99.20</p> <p>% % % % %</p> <p>(介護保険料の目標率)</p> <p>90.70 90.72</p> <p>% %</p> <p>(介護保険料(普通徴収)の目標)</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月と10月の各2週間、一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。 このうち、4月20日と10月20日には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払いをされない方には給付制限を説明した。 4月の実績:訪問件数135件、面談件数61件、納付件数15件。 10月の実績:訪問件数87件、面談件数44件、納付件数16件 分納誓約を求めるケースはなかった。 滞納による給付制限実施対象者は、平成26年4月現在で給付減額が1件。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の収納率は98.98%であり、目標率99.10%に対し、0.12ポイント減となった。 4月の一斉徴収期間中に142,600円、10月の同期間に127,200円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 	<p>特別徴収の収納率は、ほぼ100%であるため、この計画には、普通徴収分の収納率を達成目標とすることを考える。</p>	<p>特別徴収の収納率は、ほぼ100%であるため、この計画には、普通徴収分の収納率を達成目標とすることを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月と10月の各2週間、一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。 4月19日(土)と10月19日(日)には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。滞納が続く場合による給付制限の説明をした。 4月の実績:訪問件数94件、面談件数38件、納付件数9件。 10月の実績:訪問件数91件、面談件数42件、納付件数14件 分納誓約を求めるケースはなかった。 滞納による給付制限実施対象者は、平成27年4月現在で給付減額が3件 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の特別徴収と普通徴収の合計での収納率は99.04%であり、目標率99.15%に対し、0.11ポイント減となった。また、普通徴収のみの場合では、90.62%であり、目標率90.70%に対し、0.08ポイント減となった。 4月の一斉徴収期間中に66,100円、10月の同期間に140,900円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に、面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 					
40		保育料の収納率の向上	子育て支援課(児童家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> 園児在園中に保育料が納付されるように、児童家庭課、保育園が連携して滞納者の状況を把握し、説明、督促を実施する。 滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 	<p>収納率目標(現年分)</p> <p>23年度:99.95%</p> <p>24年度:99.95%</p> <p>25年度:99.95%</p> <p>26年度:99.95%</p> <p>27年度:99.95%</p> <p>※22年度実績:99.94%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<p>99.95% 99.95% 99.95% 99.95% 99.95%</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児の在園中に保育料が納付されるように児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の収納率は99.91%(目標率99.95%に対し、0.04ポイント減)となった。 一斉徴収は12月14日と平成26年5月17日に実施し、12月14日は10件 223,350円、平成26年5月17日は15件 270,450円の実績があった。 分納の約束は1人から得た。 	<p>平成25年度の実績が99.91%となっているので、目標は、100%としてもよいのではないかと。</p> <p>新たな子ども・子育て支援制度が導入されるとのことだが、それに当たって保育料算定のための適切な基準を設けること。</p>	<p>新たな子ども・子育て支援制度が導入に当たって保育料算定のための適切な基準を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在園中に保育料が納付されるように、未納者の状況把握と保護者への説明を徹底し、自主納付を促す。 滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 園児の在園中に保育料が納付されるように児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例等を制定した。利用者負担額は、国の考え方に概ね合わせて、できる限り従来と変わらないような料金設定とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の収納率は99.85%(目標率99.95%に対し、0.1ポイント減)となった。 一斉徴収は12月13日と平成27年5月23日に実施し、12月13日は12件 230,050円、平成27年5月23日は24件 340,700円の実績があった。 分納の約束は3人から得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 在園中に保育料が納付されるように、未納者の状況把握と保護者への説明を徹底し、自主納付を促す。 滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 					
41		公共用物の使用料徴収	維持管理課(都市整備課)	<ul style="list-style-type: none"> これまで水路等の公共用物は使用料を徴収することなく使用許可をしていたが、公共用物の管理に関する条例及び規則を制定することにより、使用料の徴収根拠を明確にし、公共用物の適正な管理と使用料の徴収ができるようにする。 ＜年度ごとの取組内容＞ 平成23年度 公共用物の管理に関する条例及び規則の議決・公布 平成24年度 条例及び規則にもとづく制度の調査周知期間 平成25年度 公共用物の使用料の徴収を開始。 	<p>公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入の増加が見込まれる。</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<p>条例等の制定</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用物使用料として年間45件を徴収した。 <p>【実施効果】</p> <p>公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入が増加した。(971,101円)</p>			<ul style="list-style-type: none"> 公共用物使用料として年額941,000円(予算額)の徴収を予定する。 なお、平成25年度実績より平成26年度予算額を減額しているのは、仮設足場等の不確定な案件を計上していないため。 また、使用料に対する市民の理解に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> パトロール、通報等による公共用物の不法使用者への指導に努め、公共用物使用料条例に基づく適正管理に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共用物の適正利用により26年度は89件の申請のうち、減免対象以外の51件の使用料を徴収した。 使用料額は1,077,675円になり、予算額を超える結果となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き公共用物使用の適正な管理をするとともに使用料に対する市民の理解に努める。 					

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
42		水道料金の収納率の向上	上下水道課	<p>・水道料金徴収業務は、平成20年度から民間業務委託を始め、督促、催告の手段をとりながら、一定の効果が上がっている。しかし、さらなる収納率向上に向けて、悪質な滞納者の給水停止の強化、近隣の市外転出者への訪問など未納者へのきめ細やかな対応を行い、未収金を出さないように努める。</p>	<p>・収納率目標(現年度分)</p> <p>23年度 98.40%</p> <p>24年度 98.45%</p> <p>25年度 98.50%</p> <p>26年度 98.55%</p> <p>27年度 98.60%</p> <p>※22年度実績: 98.32%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%	<p>【実績】</p> <p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。</p> <p>・実際の取組としては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間訪問徴収を毎月実施した。特に2月と3月は、夜間対応週間として各月5日間訪問徴収を実施した。休日訪問徴収についても6回実施し、対応強化に努めた。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・平成25年度の収納率は、98.33%(目標率98.50%に対して、0.17ポイント減)であった。</p> <p>・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行った。</p>	<p>・平成25年度の実績が98.33%となっているので、目標は、100%としてもよいのではないかと。</p> <p>・検針・徴収業務を業者委託したことで、収納率の実績も向上していることだが、その費用対効果について明確なデータを示し説明してほしい。</p>		<p>・検針・徴収業務を業者委託したことで、収納率の実績も向上しているが、その費用対効果について明確なデータを示し説明すること。</p> <p>・収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを定期的に開催し、業者への指導監督を行う。</p> <p>・転出、居所不明者に対し重点を置き、休日・夜間滞納整理の回数を増やしたり、給水停止を頻繁に行っている者について催告を1期行った時点で訪問して早期に対応する(通常は催告を2期以上行った時点で給水停止を行っている)など効果的な対策に取り組んでいく。</p>	<p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。</p> <p>また、平成26年度末に4年間の委託契約が終了するため、平成27年度から4年間の委託業者をプロポーザル方式の選考により実施し、選定した。</p> <p>・収納率向上の取組としては、前年度の実施内容にプラスして、滞納1期からの方に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。</p> <p>・近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収も実施し、対応強化に努めた。</p>	<p>・平成26年度の収納率は、98.52%(目標率98.55%に対して、0.03ポイント減)であった。</p> <p>・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行うことができた。</p> <p>・費用対効果としては、平成26年度では、市で実施する場合は、約3,050万円と比較すると、委託のほうの方が150万円程度安く実施できた。</p>	<p>・収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを定期的に開催し、業者への指導監督を行う。</p> <p>・転出、居所不明者に対し重点を置き、休日・夜間滞納整理の回数を増やしたり、給水停止を頻繁に行っている者について催告を1期行った時点で訪問して早期に対応する(通常は催告を2期以上行った時点で給水停止を行っている)など効果的な対策に取り組んでいく。</p>	
43		下水道使用料の収納率の向上	上下水道課	<p>・時効までの期間が水道料金とは異なることから、特に現年度分の収納に重点を置き、滞納繰越額の増加を防止する。水道料金と同様に未納者に対するきめ細やかな対応により未収金を出さないように努める。</p>	<p>・収納率目標(現年度分)</p> <p>23年度 98.40%</p> <p>24年度 98.45%</p> <p>25年度 98.50%</p> <p>26年度 98.55%</p> <p>27年度 98.60%</p> <p>※22年度実績: 97.95%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%	<p>【実績】</p> <p>・下水道使用料の収納については、水道事業へ業務委託しているが、水道料金と時効期間の相違があるため、さらに粘り強い徴収が必要となることを念頭に置き収納業務を行った。</p> <p>・実際の取組としては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。更に夜間・休日訪問徴収について、対応強化に努めた。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・平成25年度の収納率は、98.43%(目標率98.50%に対して、0.07ポイント減)となった。</p>		<p>・下水道使用料の収納は、水道事業に委託している。水道料金と時効期間の相違があることを念頭に置き、粘り強い徴収を行う。</p> <p>・転出、居所不明者に対し重点を置き、効果的な対策に取り組んでいく。</p> <p>・収納率向上の取組としては、前年度の実施内容にプラスして、滞納1期からの方に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。</p> <p>・近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収についても対応強化に努めた。</p>	<p>・下水道使用料の収納については、水道事業への業務委託しているが、水道料金と時効期間の相違があるため、さらに粘り強い徴収が必要となることを念頭に置き収納業務を行った。</p> <p>・収納率向上の取組としては、前年度の実施内容にプラスして、滞納1期からの方に対し、早期に対応する取組を行い、収納率向上を図った。</p> <p>・近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間・休日訪問徴収についても対応強化に努めた。</p>	<p>・平成26年度の収納率は、98.54%(目標率98.55%に対し、0.01ポイント減)となった。</p> <p>・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行うことができた。</p>	<p>・下水道使用料の収納は、水道事業に委託している。水道料金と時効期間の相違があることを念頭に置き、粘り強い徴収を行う。</p>		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
44		学校給食費の収納率の向上	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。 中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率目標(現年度分) 23年度:99.57% 24年度:99.59% 25年度:99.61% 26年度:99.63% 27年度:99.65% ※22年度:99.55%、過去5年間の平均は99.35% 県内の平均収納率は99.64%であり、岩倉市は若干下回っている。したがって、平成27年度に県下平均を上回ることを目標とする。 ※財政効果については別紙参照。 	99.57%	99.59%	99.61%	99.63%	99.65%	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。 平成24年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話や訪問での納付依頼を行った。 児童手当による納付の申出書依頼を実施した。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 収納率は99.85%(目標99.61%に対し0.24ポイント増)となった。 児童手当による申し出は、1件であった。 			<ul style="list-style-type: none"> 未納者に対し通知や面談を実施する。 小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。また、状況に応じ、分納誓約書の提出を求めていく。 児童手当による納付の申出書の提出依頼をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。 小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。また、状況に応じ、分納誓約書の提出を行った。 児童手当による納付の申出書依頼を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率は99.79%(目標99.63%に対し0.16ポイント増)となった。 児童手当による申し出は、8件であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 未納者に対し通知や面談を実施する。 小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。また、状況に応じ、分納誓約書の提出を求めていく。 児童手当による納付の申出書の提出依頼をする。 	
45	② 積極的な財源確保	未利用財産(土地)の有効活用	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な事業のために取得した用地について、事業用に使用するまでの間、民間への貸付等について検討する。 	土地貸付収入の増	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 土地の売却4件を実施した。 貸付についての要綱等の制定を検討することができなかった。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月～3月にかけて行った貸付に対する貸付料として、40,999円の収入を得た。 			<ul style="list-style-type: none"> 土地の貸付についての課題を整理し、要綱等の検討を行う。 未利用財産の活用方法について、引き続き調査・研究していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地開発基金で保有する土地の適正化について、骨子案をまとめた。 土地の売却2件を実施した。 土地開発基金保有土地のうち1筆について、公売を実施したが、応札はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地開発基金で保有する土地の適正化について検討することができた。 土地の公売に関するノウハウを習得することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地開発基金保有土地の適正化についての方針を策定する。 	
46		公共施設における有料広告の導入	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 現在庁舎に設置している広告付き電子掲示板のほかにも、広告付きの媒体の導入を検討する。 	広告料収入の増加	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 新たな有料広告の導入に関する検討を行ったが、導入することができなかった。 広告媒体ではないが、庁舎の空きスペースの活用観点から、自動販売機4台の設置について公募を行い、2者からの応募があり、最高値の事業者を設置業者に決定した。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 公募により庁舎内の自動販売機を設置することで、庁舎の空きスペースの有効活用を進めることができた。 財政効果は、730,000円/年の収入を得た。 			<ul style="list-style-type: none"> 新たな有料広告の導入について研究する。 庁舎以外の市内の公共施設における自動販売機について公募を行い、空きスペースの有効活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな有料広告の導入はできなかった。 広告媒体ではないが、総合体育文化センターを始め4外部公共施設における空きスペースの活用観点から、自動販売機9台の設置について公募を行い、2者からの応募があり、最高値の事業者を設置業者に決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募により外部公共施設内に自動販売機を設置することで、施設内の空きスペースの有効活用を進めることができた。 財政効果は、5,157,400円/年の収入を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな有料広告の導入について研究する。 	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
47		教材費の徴収	健康課	・調理実習を行う教室で、現在無料参加のものを食材費の一部負担金を徴収する。 ・健康教室でテキストや教材を使用する場合に一部自己負担金を徴収する。	①参加費用1人200円程自己負担していただく。 ②全教室ではないが、テキスト代等を徴収する。 <u>※財政効果については別紙参照。</u>	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 ・岩倉市保健事業における教材費等の徴収に関する要綱を制定した。 ・栄養教室において、1人200円の食材費を徴収した。 ・あい健康プラザにおける健康度評価の利用料を自己負担とした。 ・ボランティアとして指導にあたる食生活改善推進員から食材費を徴収することは、見合わせた。 ・食材費を徴収した人にアンケート調査を実施した。 【実施効果】 ・食材費の徴収により、38,400円の収入があった。(200円×192人=38,400円) ・健康度評価の利用料は、11,200円であった。(400円×28人=11,200円) ・食材費の徴収にあたり実施したアンケートから、費用徴収に対する意見や意識等を把握することができた。(別添参照) ・徴収金額については、72.0%が200円は適当な金額と回答している。	・無料にするよりも費用徴収の方が長続きと思うので、費用徴収を継続してほしい。		・1食分の食事を提供する栄養教室において、1人200円の費用を徴収する。(200円×260人(13教室×20人)=52,000円) ・引き続きアンケートを実施し、費用徴収についての意向等を調査していく。 ・あい健康プラザの健康度評価の利用料は、自己負担とする。(410円×30人=12,300円) ・要綱に基づき、必要な教材費が発生した場合は、実費を徴収する。	・栄養教室において、1人200円の食材費を徴収した。アンケート調査を実施した。 ・食材費を徴収した人にアンケート調査する健康度評価の利用料を自己負担とした。	・食材費の徴収により、33,800円の収入があった。(200円×169人=33,800円) ・食材費の徴収に関するアンケート調査から、費用徴収に対する意見や意識等を把握することができた。 ・徴収金額については、71.5%が「200円は適当な金額」と答えている。「200円は適当でない。」と回答した人のうち、89.3%は、自己負担額について300円～500円が適当と回答しており、利用者負担の意識が高いことが把握できた。 ・健康度評価の利用料は、10,250円であった。(410円×25人=10,250円)	・学習のために1食分の食事を調理し、試食する栄養教室において、1人200円の食材費を徴収する。(200円×13教室×20人=52,000円) ・栄養教室にかかる食材費(実費)をもとに、平成28年度以降の徴収額を検討する。 ・要綱に基づき、必要な教材費が発生した場合は、実費を徴収する。	・アンケートをとるにあたっては、実際にかかっている教材費の額を知らせてから、徴収額が適切かどうかを確認すべきである。
48	③歳出の効率化	公共施設の適正な維持管理	都市整備課他	・老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図るため、公共施設の維持管理に関して実情に合わせた計画を策定する。	公共施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って効率的・効果的に管理・運営することで、資産全体の効用を最大化することができる。	検討	検討	検討	検討	実施	【実績】 ・財産管理システムに、面積、建築年など公共施設の基礎的な情報を入力した。 【実施効果】 ・財産管理システムにデータを入力することにより、従来のエクセル管理からシステムによる管理に切り替えることで各課の管理する公共施設の基礎的な情報の集約化が図れた。			・公共施設等総合管理計画策定に向けた具体的な検討に着手する。	・平成25年度に行った、財産管理システムのデータ等をもとに、76施設において公共施設現況調査を実施した。 ・調査内容は、屋根、外装、内装、機械設備、電気設備、屋外の6部位における劣化度について調査を行った(調査結果は別添資料のとおり)。	・施設の劣化状況、施設管理コスト等を把握し、各施設の特性・問題点を抽出することができた。	・公共施設現況調査をもとに公共施設等総合管理計画の策定作業を進める(平成27・28年度で策定予定) ・また、平成27年中に、公共施設の実態を明らかにするため白書を作成する。	・公共施設等総合管理計画の策定とこれを基にした施設の統廃合・再配置を進めることは、これからの少子・高齢社会や施設の老朽化と維持・更新費用の側面からとても重要な取組である。そして、この取組にあたっては、市民に分かりやすい形で公表しながら進めるべきである。
49		市役所庁舎の適正な維持管理	行政課	・庁舎修繕に関する5か年の計画を作成し、計画的かつ適切な修繕、補修を行う。 ＜年度ごとの取組内容＞ 毎年度、見直しを行いながら5か年計画を策定する。 計画的修繕の経費の上限額を設定する。	庁舎建設後10年が経過し、今後、維持補修費の増大が見込まれる中、適切な管理を行うことにより、年度ごとの維持補修費の平準化を図るとともに、設備の長寿命化にもつながる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。 平成25年度 計画額 7,500千円 実績額 6,773千円 ＜内容＞ ・庁舎空冷チラーオーバーホール修繕 【実施効果】 ・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。			・引き続き5か年計画を作成し、計画的な修繕を行う。 平成26年度計画額 5,228千円 ＜内容＞ ・自動制御装置(熱量演算計)交換 3,392千円 ・中央制御装置(無停電電源装置)交換 1,836千円	・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。 平成26年度 計画額 5,228千円 実績額 3,888千円	・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。	・引き続き5か年計画を作成し、計画的な修繕を行う。 平成27年度計画額 19,332千円 ＜内容＞ ・天然ガスコージェネレーション設備オーバーホール修繕 19,332千円	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
50		雑草対策工法の改善	維持管理課(都市整備課)	・毎年、市内各所の道路、水路等で草刈作業を実施しているが、施工箇所がある程度限定されるようなものであり、地域住民による草刈作業等の維持管理方法や現状に合わせた改善対策工法(防草シート、コンクリート張り等)など雑草対策について検討する。	現状に合わせた改善対策工法(防草シート、コンクリート張り等)を実施することにより、長期的な維持管理コストの縮減を図る。 (参考)平成23年度水路敷草刈業務5,040,000円(11,260㎡×2回) *年間費用 450/㎡ ●防草シート設置費用 2,500円/㎡ ●コンクリート張費用(厚5cm) 3,500円/㎡ ※財政効果については別紙参照。	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 ・平成23年度の抽出箇所及び追加箇所への防草シート設置を実施した。 防草シート設置業者施工3箇所310㎡ パート作業員施工9箇所366.8㎡ ※これらのうち1箇所については業者施工とパート作業員施工が重複している。 ・雑草管理について、地区に打診した。 【実施効果】 ・業者施工費用:2,500円/㎡×310㎡=775,000円 ・パート作業員施工費用:1,250円/㎡×366.8㎡=458,500円 合計:1,233,500円 施工箇所676.8㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用:450円/㎡×676.8㎡×10年=3,045,600円 節減見込み費用(10年分) 3,045,600円-1,233,500円=1,812,100円 ・雑草管理の住民協働については、実現に至っていない。	・シートの張替えや撤去の費用もかかるので、これらの要素を加味して費用対効果の算定方法を精査して、正確な試算をすること。	・シートの張替えや撤去の費用もかかるので、これらの要素を加味して費用対効果の算定方法を精査して、正確な試算をすること。	・防草シート設置 7箇所545.5㎡ ・住民協働による雑草管理方法の検討を行う。	・平成23年度の抽出箇所及び追加箇所への防草シート設置を実施した。 防草シート設置業者施工1箇所185㎡ パート作業員施工3箇所74㎡	○防草シート設置:607,540円 ○施工箇所259㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用:1,165,500円 ※節減見込み費用(10年分) 1,165,500円-607,540円=557,960円 ・雑草管理の住民協働については、実現に至っていないが、草刈の要望の際にアダプト制度の紹介を行った。	・防草シート設置 5箇所300㎡ ・住民協働による雑草管理については実現が困難であるが、アダプト制度のPRを行う。	
51		公園施設長寿命化計画の策定・推進	維持管理課(都市整備課)	施設の老朽化により、修繕等の維持管理費用負担が増大する中、施設の長寿命化を図るため、長寿命化対策(施設の改修・更新)を検討するとともに、公園施設長寿命化計画を策定し、以後、計画的に施設の改修・更新を実施していくもの。	維持管理費用を平準化し、計画的に施設の改修・更新を実施することにより、施設の長寿命化を図ることができる。	策定	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・下り松公園の遊具更新、中央公園の便所建替、出入口・園路のバリアフリー化工事を行った。 【実施効果】 ・計画的な遊具の更新及び便所の建替え・出入口・園路の改修工事を行い、施設の長寿命化を図ることができた。			・公園施設長寿命化計画に基づき、中央公園・国衛公園の便所建替、出入口・園路のバリアフリー化工事を行った。 また、白山公園・御土井公園・国衛公園においては、バリアフリー化対応工事として、便所の建替えや出入口・園路の改修工事を実施し施設の長寿命化を図る。	・中央公園の遊具更新(3基)、白山公園・御土井公園・国衛公園の便所建替、出入口・園路のバリアフリー化工事を行った。	・計画的な遊具の更新及び便所の建替え・出入口・園路の改修工事を行い、施設の長寿命化を図ることができた。	・公園施設長寿命化計画に基づき、中央公園、御土井公園において遊具や照明灯、ベンチなどの更新工事を実施し施設の長寿命化を図る。	
52		橋梁長寿命化修繕計画の策定・推進	維持管理課(都市整備課)	老朽化する橋梁に対して、橋梁の長寿命化を図るための予防的な修繕計画の策定について、平成24年度は、橋梁の健全度を把握するための点検を実施し、平成25年度には、点検結果を基に長寿命化修繕計画を策定し、以後、計画的に修繕を実施していくもの。	計画的に修繕を実施することにより、橋梁の長寿命化を図ることができる。	検討	点検	策定	実施	実施	【実績】 ・重要橋梁22橋について、緊急対応が必要な橋梁を優先に、また修繕にかかる費用を平準化するように長寿命化修繕計画を策定した。 【実施効果】 ・修繕・架替えに係る事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図る修繕計画ができた。 また、具体的な補修工事の計画を立案することができた。			・点検結果において緊急対応が必要と判定された部材がある橋梁を優先に、順次補修工事設計を行う。平成26年度については、待合橋、北橋、岩倉橋の補修工事設計を行う。 また、重要橋梁以外の101橋についても点検を実施し、次年度以降修繕計画を策定する準備を行う。	・長寿命化修繕計画に基づき、重要橋梁22橋のうち平成27年度に修繕工事を実施する北橋・岩倉橋及び平成28年度に実施する待合橋について、詳細設計を実施した。 また、重要橋梁22橋以外の101橋についても点検を実施した。	・重要橋梁の補修工事を実施するにあたり、予算の作成及び交付金の申請に必要な、詳細な費用を把握できた。 また点検を実施した重要橋梁以外の橋梁については、通常の修繕費で対応できる程度であったため、修繕計画を立てる必要がなくなった。	・北橋、岩倉橋の補修工事を実施する。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
53	公共下水道への接続促進	上下水道課		<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進し、水洗化率の向上を図る。 ・戸別訪問や文書送付により接続の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用をPRし、より活用しやすい制度への見直しを行う。 ※水洗化率=供用開始区域内での接続済人口÷供用開始区域内人口 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備による水質保全などの事業効果が高まる。 ・接続戸数が増加することにより、使用料収入が増加する。 ・汚水量の増により、維持管理コストの軽減につながる。 ・水洗化率目標 <ul style="list-style-type: none"> 23年度 89.20% 24年度 89.30% 25年度 89.40% 26年度 89.50% 27年度 89.60% ※平成22年度水洗化率 88.96% 	89.20%	89.30%	89.40%	89.50%	89.60%	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・供用開始後1、2年経過の未接続世帯を中心に年4回(延べ271件)の戸別訪問及び文書送付を実施した。 ・広報での下水道接続促進PRを行った。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の水洗化率は、88.94%(目標率89.40%に対し、0.46ポイント減)となった。なお、水洗化率は、その年の供用開始面積により異なり、平成24年度の8.0ha対して、平成25年度は12.3haの供用開始面積であったため減となった。 ・融資あっせん制度(利子補給制度)については1件の実績があった。 ・住宅リフォーム補助制度を活用した下水道接続の申し込みが71件あった。 			<ul style="list-style-type: none"> ・下水道接続に対する理解を得るために戸別訪問及び文書送付を行う。 ・住宅リフォーム補助制度を活用して接続促進を図る。 ・ふれあいまつりの会場にブースを設け、下水道接続の普及・啓発活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始後1、2年経過の未接続世帯を中心に年4回(延べ303件)の戸別訪問及び文書送付を実施した。 ・広報での下水道接続促進PRを行った。 ・住宅リフォーム補助制度を活用した下水道接続実績は、127件、5,311,000円であった。(平成24年度 22件、1,287,000円。平成25年度 71件、3,133,000円) ・ふれあいまつりの下水道ブースの来場者数は、2日間で672人であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の水洗化率は、89.05%(目標率89.50%に対し、0.45ポイント減)となった。 ・融資あっせん制度(利子補給制度)については2件の実績があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道接続に対する理解を得るために戸別訪問及び文書送付を行う。 ・ふれあいまつりの会場にブースを設け、下水道接続の普及・啓発活動を実施する。 	
54	支給物品等の消耗品の見直し	会計課		<ul style="list-style-type: none"> ・契約担当課と協議し、平成24年度は15品目についてメーカー指定の廃止に向けて検討をする。(メーカー指定、60品目) 	<ul style="list-style-type: none"> メーカー指定を廃止することにより、より安価に契約することができ、経費削減効果が、期待できる。 ※財政効果については別紙参照。 	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・支給物品等の要求数が多いと思われるときは担当に必要性を確認した。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員がコスト意識を持つことにより適正な要求を進めることができた。 			<ul style="list-style-type: none"> ・所属別に支給物品要求数等と費用をとりまとめ、3か月毎に通知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属別に支給物品要求数と費用をとりまとめ、3か月毎に通知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の要求合計金額661,424円に対し平成26年度の要求合計金額は615,648円となり、45,776円減少した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、所属別に支給物品要求数等ととりまとめて通知する。要求数の多い所属には要求物品の必要性を確認する。 	
55	学校給食センターの維持管理の効率化	学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの老朽化及び安全衛生管理面の状況を踏まえ、より安全で安心な給食の提供を行うため、施設の改修計画・運営計画を策定し検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な学校給食センター業務の運営を行うことができる。 	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で衛生的な学校給食を作るため、調理用備品や消耗品を新学校給食センターでの使用も考慮し更新した。 ・調理場床を作業区分ごと、ザルやボウルを用途別に色分けした。 ・新学校給食センター建設に向けた基本構想及び基本計画を定めた。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・床や調理用品を色分けし明確に区分することで衛生管理意識の向上を図ることができた。 ・新学校給食センターの基本構想及び基本計画を定め、実施設計の準備が整った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学校給食センターのような、ある程度のまとまった用地を市が購入する場合の土地購入単価の決定については、その単価が適正かどうかを判断するために、不動産鑑定に加えて、職員による庁内組織での検討を行ってはどうか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・新学校給食センター建設に向けて、用地取得、プール取壊、用地造成、実施設計を行う。 ・調理・配送業務の民間委託を決定し、細部についての調整を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学校給食センター建設に向けた実施設計を行った。 ・調理・配送等業務の民間委託を決定し、議会・教育委員会・PTA等へ説明を行った。 ・安全で衛生的な学校給食を作るため、調理用備品や消耗品を新学校給食センターでの使用も考慮し更新した。 ・調理員の靴やエプロンを作業区分ごとに色分けした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学校給食センターの実施設計を行い、建設への準備が整った。 ・調理・配送等業務の民間委託が決定した。 ・調理用備品の更新や靴やエプロンの色分けにより作業区分を明確にすることで衛生管理意識の向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年7月の完成に向けて新学校給食センター建設工事に着手する。 ・調理・配送等業務の民間委託事業者の業者選定を進める。 	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)	
						23	24	25	26	27									
56		経常経費等の見直し	-	・予算編成時に、経常経費(旅費、需用費、役務費等)、市単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより経費の削減に努める。	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出すことができる。 <u>※財政効果については別紙参照。</u>	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 <平成25年度予算編成時の編成方針等に基づく削減額> ・経常経費の削減:7,193千円 ・事務事業の見直し:6,932千円				<平成26年度予算編成時の編成方針等に基づく削減額> ・経常経費の削減:23,580千円 ・事務事業の見直し:5,932千円				
57	④ 財政情報の公表と財務諸表による分析	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供	行政課(企画財政課)	岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況を公表している。広報紙、ホームページには、予算の概要、決算状況(付属の主要施策報告書)、財務書類4表、財政健全化判断比率等を掲載している。この公表を図、表、用語解説等を付記し、よりわかりやすいものとしていく。また、会議等、機会を捉えて、財政状況等を提供していくとともに、それに対する意見の収集に努める。	行政施策の説明責任を果たすことを目的とした財政状況の公表により、市民等に、その状況を正しく、広く認識してもらえることができる。そのことで、市民信頼を高められ、市政への直接関与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参画の促進効果が期待できる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・広報には、4月15日、6月1日、11月15日号に財政状況を公表した。他市町の広報等を参考に表やグラフを工夫し、よりわかりやすく掲載した。 ・ホームページでは、当初予算だけでなく、補正予算についても公表した。 ・11月15日号の広報及びホームページにて財務書類4表を公表した。 ・自治基本条例審議会、行政経営プラン推進委員会で、財政状況を説明し、意見収集ができた。 【実施効果】 ・市民意見を反映し、補正予算についても公表したことにより予算の状況をより正しく認識してもらうことができるようになった。 ・財務書類4表を公表することにより、市が保有する資産や負債の状況をより正確に認識してもらうことができるようになった。 ・自治基本条例審議会、行政経営プラン推進委員会ともに将来の財政見通しの記述を求められ、市民意向の把握ができた。			・財政状況の公表内容、方法については、情報交換、意見収集に努め、市民意見を反映し、よりわかりやすいものとなるよう引き続き改良を加えていく。 ・財務書類4表を公表するだけにとどまらず、経年比較等の分析を行い、市の財政状況をより正しく理解できるようにする。 ・市民の意見を反映できるよう、市政モニター会議等で財政状況を説明し、意見収集に努める。	・広報には、4月15日、6月1日、11月15日号に財政状況を公表した。他市町の広報等を参考に表やグラフを工夫し、よりわかりやすく掲載した。 ・ホームページでは、当初予算だけでなく、記者発表資料や新規主要事業説明資料、補正予算、財政の健全化判断比率、決算、市債残高、基金残高などについても公表した。 ・行政経営プラン推進委員会、市政モニター会議等で、財政状況を説明した。	・市民意見を反映し、当初予算だけではなく補正予算や市債残高、基金残高などさまざまな予算の状況をより正しく認識してもらうことができるようになった。	・財政状況の公表内容、方法については、情報交換、意見収集に努め、市民意見を反映し、よりわかりやすいものとなるよう引き続き改良を加えていく。 ・平成28年度決算からの新地方公会計の統一基準での公開に向け、研究していく。		

58	(4) 組織力・職員力の向上	① 効果的・効率的な組織体制	秘書企画課(秘書課)	・職員へのアンケートの実施や組織機構検討委員会の設置並びに、市政モニターやインターネットなどを利用して、随時、市民からも意見を集約し、組織づくりを継続して検討する。組織目標の実現に向け、グループ制をさらに有効活用するとともに職員の適正配置に努める。また、各部署にまたがる課題について、特命課題として位置づけ、全庁的な取組体制を整備し推進する。	行政課題や市民ニーズに対応することができる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・平成24年度の組織・機構検討委員会の報告内容を市長、副市長、教育長で構成する三役会で再検討した結果、総務部危機管理課を創設し、また部の新設については見送り、部の業務バランスなどから税務課を総務部から市民部へ異動する見直しを行うことにした。 ・協働のあり方検討委員会など2つのプロジェクトチームを新たに設置し、課題解決に向けて協議したほか、プロジェクトの設置に関する要綱を制定し、組織としての位置付けを明確にした。 【実施効果】 ・より効果的な行政サービスを提供することができる組織体制となった。 ・プロジェクトチームを設置し、課題解決に向けて協議・研究を行った。			・平成27年4月1日の組織機構改革に向けて、平成24年度の報告内容を基本とし、行政ニーズの高度化・多様化、また地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲に対応する人員配置と市民目線の組織体制に取り組むため、組織・機構検討委員会を開催する。 ・特定の行政課題を解決するためのプロジェクトチームを有効的に活用する。	・社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい市役所となることを念頭に、組織・機構検討委員会を開催した。検討に当たっては、職員アンケートを実施し、広く意見を聴取した。検討の結果、2課増の6部22課41グループに改編することとした。 ・まちづくり戦略として、定住促進、企業誘致、シティプロモーション及び住宅施策を横断的に取り組み、連携強化を図るため、業務を担当する課長、グループ長にまちづくり政策推進担当の兼務辞令を発令することとした。 ・新たに広報リニューアルプロジェクトチームを設置し、課題解決に向けて協議・研究を行った。	・子どもに関する組織の一元化、市民活動支援の重点化、高齢化社会に対応するための連携強化、まちづくり戦略の推進、業務拡大に対応するための再編の5つを柱とした組織・機構改革を行うことができた。	・平成27年4月1日の組織機構の見直しを経て、現状について検証する。	
----	----------------	----------------	------------	---	------------------------	----	----	----	----	----	--	--	--	---	---	--	------------------------------------	--

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)	
						23	24	25	26	27									
59	② 人材育成の推進	職員の能力開発	秘書企画課(秘書課)	・人材育成基本方針の策定とそれを具体化するための研修を実施すると同時に、人を育て、活力を生み出す職場づくりにも取り組む。また、職員提案や業務改善運動などにより、職員の意欲と能力が最大限に発揮できる環境づくりと提案等の実現に向かう仕組みづくりを整備する。	職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上とその能力や可能性を引き出すことにより、組織としての総合力が高まる。	検討	検討	実施	実施	実施	(人材育成基本方針の策定)	【実績】 ・研修計画を基に、市独自研修(820人)や派遣研修(155人)を実施し、975名が受講した。 ・目指すべき職員像を明らかにし、その取組指針となる人材育成基本方針について、方針(案)を作成した。 ・創意工夫のある23件の職員提案があった。 ・業務改善運動は、32チームが取組を実施した。各部長から推薦を受けた6チームによる発表会には市議会議員や区長への参加を呼びかけ、121人(うち区長12人)の参観があった。 【実施効果】 ・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、87%の受講者から「大変有意義であった。有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度や業務改善運動の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。			・平成26年度研修計画や職員提案制度を基に、職員一人ひとりの意識改革、スキルアップに取り組む。 ・職員に求める能力や目指すべき職員像等を明らかにし、その取組指針となる人材育成基本方針を作成し職員に周知した。 ・創意工夫のある25件の職員提案があった。平成25年度職員提案の内、特に優秀な提案2件が実現された。 ・業務改善運動は、34チームが取り組んだ。各部長から推薦を受けた6チームによる発表会には、市議会議員や区長への参加を呼びかけ、職員を含め112人(うち区長12人)の参観があった。その結果を市ホームページに掲載した。	・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、90%の受講者から「大変有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度や業務改善運動の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。	・平成27年度研修計画、職員提案制度、業務改善運動を基に、職員一人ひとりの意識改革、スキルアップに取り組む。 ・職員を育てることに重点を置いた人材育成基本方針を推進していく。 ・平成28年4月から人事評価制度を導入するため制度設計をする。		
60	③ 職員数の適正化	効果的・効率的な定員管理	秘書企画課(秘書課)	・官と民との役割分担の検討、再任用職員・嘱託職員・パート職員等の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れた定員適正化計画を作成し、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員数の管理に努める。	効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	検討	検討	実施	実施	実施	(定員適正化計画の作成)	【実績】 ・平成25年4月1日現在の職員数は、373人であった。(職員採用計画の会議時の目標値は373人) ・33人の大幅な退職者があり、採用試験を2回実施し、平成26年4月1日に32人の職員を採用することにした。 ・21人の定年退職者のうち、平成26年4月1日に新たに7人(事務職1人、技術職3人、保育職2人、消防職1人)を再任用職員として採用することにした。 【実施効果】 ・適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。	・正規職員の他に嘱託職員、パート職員等がどの部署にどれだけ配置されているかの数字を示すこと。 ・正規職員の他に嘱託職員、パート職員等がどの部署にどれだけ配置されているかの数字を示すこと。 ・業務量とそれに見合った職員数の把握を行うなど定員適正化計画策定に向けた取組を早急に進めること。	・市の事務の業務量の積み上げなどを行い、職員数を算定する。 ・能力と実績に応じた適切な人員配置を行う。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図る。	・平成26年4月1日現在の職員数は、372人であった。(職員採用計画の会議時の目標値は373人) ・平成27年4月1日の職員数を368人とし、採用試験を実施した。その結果、平成27年4月1日に11人の職員を採用することとした。内定後の急な退職等から平成27年4月1日は361人となることとなった。 ・12人の定年退職者のうち、新たに7人(事務職4人、技術職1人、保育職2人)を、継続任用で10人の合計17人を平成27年4月1日に再任用職員として任用することとした。 ・事務補助的な業務を行うパート職員の雇用について、平成27年度の効果的な配置を検討するため、所属長や事務補助的な業務を行うパート職員とヒアリングを行った。	・平成26年4月1日現在は、適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図る。 ・事務補助的な業務を行うパート職員については、所属長等とのヒアリングにより、雇用の必要性や勤務形態を決定することができた。	・所属長から平成28年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定する。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図る。	・特別な業務や管理職員の数の減少などの要因はあるものの、時間外勤務は増加している。ワークライフバランスの観点からも、時間外勤務を前提とした職場環境は望ましいものではない。また、機構改革は効率的な業務をするために行ったことでもあると思う。時間外勤務の削減のため対策を講じること。 ・職員の年齢構成にゆがみがある。一朝一夕に改善できるものではないだろうが、組織として仕事円滑に回るようにするとともに、特定の職員に過度の負担を強いることのないような対策に取り組むこと。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容及び実施効果)	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								

(平成24年度追加)

61	(2)より確かな市民協働の推進	③市民と行政の情報の共有	傍聴環境の向上 議会事務局	・本会議及び委員会の傍聴者数の増加に取り組む。 ・市民に審議内容をより理解してもらうため、傍聴者用資料の作成、配布を検討し、市議会だよりやホームページを利用しての傍聴の呼びかけを行う。 ・委員会においては、第2・第3委員会室を1つの部屋として使用し、傍聴席を増設するなど、傍聴環境の整備について検討する。	市民に広く周知することで、議会についてより関心を持っていただくことができる。	<p>検討 検討 実施 実施</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開かれた議会における傍聴のあり方について、先進自治体の事例を参考にしながら検討した。 請願者に傍聴を呼びかける取組を行った。 会議資料を傍聴者用資料のダイジェスト版を作成し、提示する試みを行った。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討した結果、岩倉市議会傍聴規則に規定する内容について、素案を作成することができた。 請願者に呼びかけた結果、13人の傍聴者があった。 25年についての傍聴者は、本会議が15人減の108人、委員会が3人減の26人となった。 	傍聴手続きを大幅に簡略化したことは、開かれた議会という観点で評価できる。		<ul style="list-style-type: none"> 傍聴するとき、名前を書いてもらう手続をなくす。 写真・動画撮影等について、許可制から原則自由に変更する。 傍聴人に対し、資料を提示する。 (岩倉市議会規則の全部改正による。) 本会議においても、傍聴人を増やすよう、市議会だよりなどに開かれた議会をアピールする。 	<ul style="list-style-type: none"> 傍聴規則を改正して、手続の簡素化と撮影を自由化を図った。 傍聴人に対し、資料を提示することが、できなかった。 本会議においても、傍聴人を増やすよう、市議会だよりなどに開かれた議会を周知するよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 本会議の傍聴者は25年が108人、26年が139人で31人の増、委員会の傍聴者は25年が26人、26年が51人で25人の増となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 傍聴人に対する資料の工夫に努める。 本会議においても、傍聴人を増やすよう、市議会だよりなどに開かれた議会を周知する。 	
62	(1)質の高い行政サービスの推進	②民間活力の積極的活用	みどりの家の希望の指定管理者更新の検討 子育て支援課(児童家庭課)	・地域交流センターみどりの家及び青少年宿泊研修施設希望の家については、平成21年度から指定管理者制度を導入している。指定期間は、平成25年度までとなっており、利用者会議等によるモニタリングを実施しながら業務改善や平成26年度の次期指定に向けた検討を進める。	民間活力の活用と利用者ニーズに合わせた施設の管理運営ができる。	<p>検討 実施 実施 実施</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <p>モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月～8月にかけてみどりの家、希望の家の管理運営状況についてのモニタリング(自己評価・利用団体ヒアリング・児童家庭課による評価)を実施した。 <p>選定経過</p> <p>(1)みどりの家</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月:指定管理者選定委員会(部長職6人)設置。 8月:現指定管理者のモニタリング結果・意向等を踏まえ、次期指定管理の公募を決定。 10月:選定委員会による応募団体(3者)の審査・次期指定管理者候補者の決定。 <p>(2)希望の家</p> <ul style="list-style-type: none"> 10月:指定管理者選定委員会(部長職6人)設置。 10月～11月:現指定管理者のモニタリング結果・意向等を踏まえ、任意指定により次期指定管理者候補者を決定。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 両施設の指定管理についてモニタリング項目として明示することで、現指定管理者による施設管理の状況及び自己評価を確認・整理することができた。また、モニタリングに際して、利用団体の意見を聴取することで、現状に対する客観的な評価・ニーズの把握につなげていくことができた。 現指定管理者の意向も踏まえて、みどりの家の次期指定管理者については、新たな者とする事としたが、公募としたことで、民間企業やNPO法人といった複数の団体から応募があり、施設の設置目的に沿った団体を選ぶことができた。 希望の家については、現状も踏まえ任意指定としたが、2期目として、さらに自主事業や利用ニーズにあった管理運営が期待できる。 		<ul style="list-style-type: none"> 両施設とも、利用者会議への出席やモニタリングを定期的実施することで、利用ニーズの把握や管理運営状況の確認・評価を継続するとともに、これらの情報を指定管理者と共有していくことで、適切な管理運営に反映していけるよう、指定管理者の支援をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 両施設とも、利用者会議に出席することで、定期的に施設を利用する団体が考えている意向、将来計画や、指定管理者による管理運営状況に対する評価を把握することができた。 こうした情報を指定管理者と共有していくことで、指定管理者による適切な管理運営に反映するとともに、今後の団体支援のあり方について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の意見を直接聞くことにより、指定管理者の評価を確認できた。また、適切な管理運営に反映できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 両施設とも、利用者会議への出席やモニタリングを定期的実施することで、利用ニーズの把握や管理運営状況の確認・評価を継続する。 利用団体の意向を反映しながら管理運営ができるよう、指定管理者への支援を行っていく。 指定管理者による利用団体の活動支援や連携・協力のあり方を、情報共有しながら検討していく。 		

(平成25年度追加)

63	(1)質の高い行政サービスの推進	④事務事業の見直しと再編	監査手法の標準化 監査委員事務局	・2名の監査委員(識見者として選任した委員と議会から選出された委員)の交代、監査委員事務局職員の異動が続いている。そのため、監査の質的な均一化、人事異動による職員間の基礎知識の差異等の補完、事務の効率化を目的として監査種類ごとの着眼点をまとめたチェックシートを作成する。	・監査手法をマニュアル化することにより、監査経験の浅い監査委員や事務局職員でも必要な項目を漏れなくチェックできるようになり、人的異動による監査の質の低下を防ぐことができる。	<p>実施 実施 実施</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 例月出納検査については、事務手続きの日程の設定方法や資料の作成・確認の方法についてのマニュアル、予算項目ごとの着眼点のチェックリストを作成した。 定期監査、工事監査については事務手続きの日程の自動設定ファイルの作成と着眼点のチェックリストを作成した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査の質の低下を防ぎ、質的な均一化や事務の効率化が図られた。 		<ul style="list-style-type: none"> 決算審査、健全化判断比率等審査、財政援助団体監査、住民監査請求のマニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政援助団体監査、住民監査請求のマニュアルを作成した。 事務の複雑な住民監査請求については事務手続きのチェックシートも作成した。 健全化判断比率等審査については検算シートを作成し、決算審査については定期監査と監査手法が共通するところが多いため、定期監査マニュアルを準用することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 健全化判断比率等審査においてはチェックシートを活用し事前監査を実施し、決算審査においてもマニュアルの活用により円滑に審査を進めることができた。 平成26年度においては財政援助団体監査、住民監査請求については対象となる監査がなかったが、実践的なマニュアルになっていると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きく制度が変わった地方公営企業法に対応するため、決算審査のポイントをまとめたチェックシートを作成する。 	
----	------------------	--------------	---------------------	---	--	--------------------------	---	--	---	--	--	--	--

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
64	(2)より確かな市民協働の推進	①市民参加機会の拡大	市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定	協働推進課(企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度4月から施行している岩倉市自治基本条例に、市民参加に関する条例の制定について規定している。平成26年度に着手を予定。 住民投票やパブリックコメントなどの市民参加の仕組みを明文化することにより、市民の参加意識がさらに醸成され、行政の透明性も確保される。 	<p style="text-align: center;"> → → → → → </p> 検討 検討 制定	【実績】 ・自治基本条例審議会の中で、条例第10条第4項(市民参加と協働)及び第12条第2項(住民投票)について個別条例の制定について検討した。 【実施効果】 ・個別条例について、市民参加と協働、住民投票の検討範囲や方向性についても市民参加で検討することができた。			<ul style="list-style-type: none"> 各種団体や市民を含めた組織で、市民参加や協働、住民投票を含めた市民参加条例の制定にむけた検討組織を設置し、具体的に検討をしていく。 多くの市民の意向や提案を市政に反映させるため、委員会や意見交換会、ワークショップ等多様な方法・機会を充実していくとともに、重要な会議については、会議録等を市ホームページ等で速やかに公表していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募市民、識見者、地域団体・市民団体代表者・職員等からなる市民参加条例検討委員会を設置した。 10回にわたり、市民参加と協働、住民投票に関する条例の検討を行った。 検討会議終了後には、速やかに会議資料や会議録を市ホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続、協働の方法について検討委員会にて検討を重ね、市民参加条例の根幹となる部分を構築することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き検討委員会で、検討を進め、平成27年度中の条例制定を目指す。 シンポジウムとパブリックコメントを実施する。 広報、パンフレット等で市民に向けて周知する。 職員向け説明会を実施する。 					
65	(2)より確かな市民協働の推進	①市民参加機会の拡大	委員選出における市民登録制度の実施	協働推進課(企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> より多くの参加機会を提供することにより、行政側としては、多種多様な意見を得ることができ、協働の幅が増える。市民側としては、まちづくりや市政に興味を持ち、行動につながる契機となることが期待できる。 	<p style="text-align: center;"> → → → </p> 検討 実施 実施	【実績】 ・行政経営プランのアンケート(対象者1,500人)及び市民意向調査(対象者4,000人)の際に、市民に対し、市政参加に関し意向を確認し、153人(行政経営プラン33人、市民意向調査120人)の登録があった。 ・自治基本条例審議会は、登録者リストから選任した2人の委員を含む10人で、市民委員登録制度についても検討した。 【実施効果】 ・行政経営プラン推進委員会、自治基本条例審議会では、登録者から選任した委員から意見を聞くことができた。			<ul style="list-style-type: none"> 行政経営プラン推進委員会の委員改選等に当たって、試行的に登録市民の中から選任を行う。また、市民参加条例の検討の中で、制度化に向けた議論も行っていく。 登録者リストについて、全庁的に周知を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加条例検討委員会において、市民登録委員の規定について検討した。 行政経営プラン推進委員会の委員改選にあたり、登録市民から選任した。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会で検討を重ね、市民登録制度について「市民参加の手続」として組み込むことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き検討委員会で、検討を進め、平成27年度中の制定を目指す。 条例の制定とともに制度詳細の整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加条例に委員選出における市民登録制度について規定することである。この制度を効果的に活用し、幅広い層からの意見を聴くための手法としていただきたい。 				

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課 ()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告 (平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項 (平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績 (実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見 (平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
66	(2)より確かな市民協働の推進	②市民活動・市民協働の活性化	岩倉市食育推進計画の推進 商工農政課	・健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食育推進活動を進めている食生活改善推進員や保健推進員、各種団体等がより一層の連携を深めながら活動を行う。	・市民活動が活性化することで、岩倉市食育推進計画の目的が達成される。			実施	見直し	実施	【実績】 ・岩倉市食育推進計画を検証するための組織を設置することができなかったが、岩倉市の新ブランド野菜「ちっちゃい菜」とカリフラワーを使ったコロッケを学校給食と保育園給食で各1回提供し、学校給食において岩倉市産の野菜は年間通して4.87%、愛知県産の野菜は39.78%使用するなど地産地消の促進を図った。また、岩倉市食生活改善推進員による幅広い年代を対象にした食生活改善推進活動を実施した。教室等の実施回数は14回、参加人数は延べで約250名となった。 【実施効果】 ・給食センターや健康課の取組により食育の推進を図ることができた。	・具体的な数値目標がないのであれば、もう少し大きな視点からの実績の記述があってもよい。		・平成27年度から実施する岩倉市食育推進計画の策定組織を設置し、これまでの取組を検証した上で、農業者や飲食店等と連携・協力をしながら、バランスのとれた計画の策定を行う。	・岩倉市食育推進計画策定委員会を設置し、策定委員に消費生活アドバイザーや食生活改善推進員の代表を任命するなど、市民と連携しながら第1期計画を評価・検証をした上で、計画を総合的かつ計画的に推進するため指標と目標値を新たに盛り込んだ「第2期岩倉市食育推進計画」を策定した。 ・岩倉市の新ブランド野菜「ちっちゃい菜」とカリフラワーを使ったコロッケを学校給食と保育園給食で各1回提供した。また、学校給食において岩倉市産の野菜は年間通して7.9%、愛知県産の野菜は42.4%使用するなど地産地消の促進を図った。さらに、岩倉市食生活改善推進員による幅広い年代を対象にした活動を実施した。教室等の実施回数は17回であった。	・給食センターや健康課による取組を行うとともに、平成27年度から実施する第2期食育推進計画を市民と連携しながら策定したことにより、食育の推進を図ることができた。	・平成26年度に策定した第2期食育推進計画に基づき、関係機関や食生活改善推進員等と連携を図りながら、食育推進の取組を実施していく。 ・7月に計画の発表も兼ねた食育シンポジウムを開催する。	・味覚や栄養についての知識の周知や、食器を大切に扱うことなどを含め、食育の推進を行うこと。

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
67	(3) 持続可能な財政基盤の確立	③ 歳出の効率化	ジェネリック医薬品の推奨 市民窓口課	・政府がジェネリック医薬品の推奨を提唱しており、本市の国民健康保険被保険者に対してジェネリック医薬品への切り替えについて周知を図るもの。	・ジェネリック医薬品の価格が一般的に安くなっており、医療費の節約に役立ち国民健康保険の健全な運営を図ることができる。ただし、現時点ではジェネリック医薬品に切替えた事による節減額を算出する手段がなく、節減額の金額提示はできない。今後、国保連合会でシステム開発される見込み。	実施	実施	実施	【実績】 ・ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示する資料を通知した。 ・保険証に添付するジェネリック医薬品を希望する旨のシールを納付書(仮算定時)に同封し配布した。また、窓口でも配布した。 ・国保連合会の効果分析システムの利用が開始され、国保連合会から効果分析データが提供された。 【実施効果】 ・ジェネリック医薬品についての周知を図ることができた。 ・平成25年9月通知対象者(389人)の平成25年12月調剤分までの軽減効果額累計は88千円であった。	・ジェネリック医薬品がどのようなものであるか十分に周知するとともに、今後もさらなる啓発に努め、ジェネリック医薬品の使用率を高めること。	・ジェネリック医薬品がどのようなものであるか十分に周知するとともに、今後もさらなる啓発に努め、ジェネリック医薬品の使用率を高めること。 ・ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示する資料を通知する。 ・保険証に貼付するジェネリック医薬品を希望する旨のシールを保険証の一齐更新時に同封し配布する。また、窓口でも配布する。 ・広報紙等でジェネリック医薬品の周知を図る。	・ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示するジェネリック医薬品差額通知書を通知した。 ・保険証に貼付するジェネリック医薬品を希望する旨のシールを保険証の一齐更新時に同封し配布した。また、窓口でも配布した。 ・広報紙及び新規加入者へ配付するパンフレットにジェネリック医薬品の記事を掲載した。 ・ジェネリック医薬品差額を通知した者のうち、切替えた者の約8割が65歳以上であることが把握できたため、効果的な周知方法を検討した。	・ジェネリック医薬品の周知を図ることができた。 ・ジェネリック医薬品の年間平均使用量は、平成25年の37.9%に比べ、平成26年は44.1%と6.2ポイント増加した。	・ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示するジェネリック医薬品差額通知書を通知する。 ・ジェネリック医薬品を希望する旨のシールを保険証交付時に説明した上で貼付する。 ・広報紙及びパンフレット等でジェネリック医薬品の周知を図る。 ・効果的な周知方法として、特定健康診査の会場でジェネリック医薬品の周知を図る。				
68	(3) 持続可能な財政基盤の確立	③ 歳出の効率化	振込組戻訂正手数料の削減 会計課	・公金を振り込む場合手数料は発生しないが、振込口座を誤ったため再振込になる場合、現在は無料ですが、平成26年度からは1件につき840円徴収される予定である。そのため、振込誤りを減少させる取組をするもの。	・平成24年度の訂正件数は270件であり、1件当たりの単価を840円とすると226,800円となる。 ・訂正件数を半減できれば、113,400円の発生が抑制されることになる。	検討	実施	実施	【実績】 ・再振込みとなった場合には、その都度口頭での注意喚起に努めた。 ・振込先口座の確認の徹底について所属長に通知した。 ・再振込となったものを内容、理由とともに所属別にまとめた。 ・振込み誤りの理由で一番多かったのは「口座名相違」によるもので、全体の38%、次いで「口座なし」が22%、「口座番号相違」が18%を占めた。月別でみると4月が全体の15%、5月が17%で、この2月間で全体の32%を占めた。 【実施効果】 ・平成25年度の訂正件数は273件。 ・平成24年度より3件増加したが、振込誤りは年度初めの4月～5月に集中した。	・振込み誤りとなった元のデータを訂正しないままであると、次も同じ誤りをする可能性があるため、元のデータの訂正も確認すること。	・平成26年度については再振込に係る手数料は徴収されないことになったが、平成27年度以降に徴収される可能性があるため、引き続き振込み誤りを減少させる取組をしていく。 ・所属別の再振込件数、内容を報告して改善意識を高めていく。	・再振込みとなった場合には、その都度口頭での注意喚起に努めた。 ・再振込となったものを内容、原因とともに所属別にまとめた。	・平成26年度の訂正件数は193件。 ・平成25年度より80件減少した。 ・振込み誤りの理由で最も多いのは「口座名相違」によるもので、全体の31%、次いで「口座なし」が24%、「口座解約済」が19%であった。 ・月別では4月が最多の30件、次いで11月の26件、10月の25件と、3か月で全体の41%を占めている。	・平成27年度については再振込に係る手数料は徴収されないことになったが、平成28年度以降に徴収される可能性があるため、引き続き振込み誤りを減少させる取組をしていく。 ・所属別の再振込件数、内容を報告して改善意識を高めていく。 ・振込み誤りとなったデータの訂正を、速やかに行うよう徹底する。				

(平成26年度追加)

69	(1) 質の高い行政サービスの推進	① 行政サービスの向上	業務継続計画(BCP)の策定 危機管理課	・災害発生時に市民の生命、身体及び財産を保護し、社会機能を維持するために優先して実施する非常時優先業務を効率的に遂行する上で必要な資材の準備や対応方針・手段を定め、かつ、早期復旧を図るための業務継続計画(BCP)を策定する。	・市民の生命・財産を守り、日常生活の早期復帰を図ることができる。	策定	見直し		・災害など予期せぬ事態に備え、BCPは早急に作成すべきである。	・災害など予期せぬ事態に備え、BCPは早急に作成すること。	・業務継続計画(BCP)を策定する。	・平成26年12月に業務継続計画(BCP)を策定した。	・災害時に優先的に行う業務を明確化することができ、災害時でも市民サービスを継続的に提供できる体制を整えることができた。	・業務継続計画をより実行性をもったものになるように各課のヒアリングを行い、優先業務の確認を行う。また、平成27年4月の組織見直しの内容を反映させたものにしていく。	・BCPを策定したことは、市民に一定の安心感を与えられ、評価できる。この策定を市民に周知すること。 ・災害時に役立つのは地域の力である。災害を切り口にしたコミュニティの育成を検討してはどうか。 ・災害時には、避難所の運営を職員に頼るのではなく住民自らがすることとすることを訴えること。
70	(1) 質の高い行政サービスの推進	② 民間活力の積極的活用	民間企業(福祉施設を含む)等との災害時協定の締結 危機管理課	・民間企業(福祉施設を含む)等との災害時応援協定を締結する。	・大規模災害時における食料、水、生活必需品の調達及び被災者の救出並びに避難施設の提供が容易にできる。	2事業所と締結	2事業所と締結				・福祉避難所を確保するために、市内の介護老人施設と協定を締結する。 ・災害時における放送要請の協定をケーブルテレビ会社と締結する。	・「災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を医療法人ようてい会と締結した。 ・「災害時における放送要請に関する協定」をスターキャット・ケーブルネットワーク株式会社と締結した。	・高齢者、障がい者等に対応した避難所を確保できた。 ・市民に対して、災害情報を発信する手段が確保できた。	・新たに4法人と災害時応援協定を締結することに関する協定を締結している社会福祉法人一期一会福祉会及び医療法人ようてい会に備蓄資機材を整備し、福祉避難所としての機能を向上させた。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課()は組織・機構改革前の課名	取組内容	効果見込	年度目標					平成25年度の実績(実施内容)及び実施効果	推進委員会からの報告(平成26年9月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成26年10月)	平成26年度の計画	平成26年度の実績(実施内容)	平成26年度の実施効果	平成27年度の計画	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成27年9月)
						23	24	25	26	27								
71	(2)より確かな市民協働の推進	②市民活動・市民協働の活性化	コミュニケーション支援の充実 福祉課(介護福祉課)	・手話通訳・要約筆記の派遣など、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図るため、平成25年度から手話奉仕員養成講座を市主催で実施し、担い手となる手話奉仕員の養成を行うとともに、社会福祉協議会が実施する要約筆記入門講座への協力を行う。	・手話奉仕員、要約筆記従事者が市内に増えることで、障害のある人の積極的な社会参加の促進につながる。 【実績】 平成24年度 ・手話奉仕員養成講座(基礎課程)12人 ・要約筆記入門講座4人 ※いずれも社会福祉協議会主催 平成25年度 ・手話奉仕員養成講座(入門課程)11人 ・要約筆記入門講座4人 ※手話奉仕員養成講座は平成25年度から市主催。				実施	実施		・市民が目の不自由な人に対して声かけしやすくなるような環境づくりに努めてほしい。		・手話奉仕員養成講座(基礎課程)を市主催で開催する。(定員20人 。9月～2月までの毎週木曜日 午後7時～9時《全23回》 ・要約筆記入門講座を社会福祉協議会の主催で開催する(定員10人、9月～11月までの毎週月曜日 午後1時～4時《全5回》)	・手話奉仕員養成講座(基礎課程)を市主催で開催し、10人の受講があった(うち7人が修了)。 ・要約筆記入門講座を社会福祉協議会の主催で開催し、4人の受講があった(うち2人が修了)。	・市内に手話・要約筆記の講座受講修了者が増えていくことにより、聴覚障害者の社会参加(情報保障)と地域住民の障害に対する理解を図ることができた。 また、手話奉仕員を養成したことで、将来は手話通訳者となりえる市民を育成することができた。	・手話奉仕員養成講座(入門課程)を市主催で開催する。(定員20人。7月～11月までの毎週土曜日 午前10時～12時《全18回》) ・要約筆記入門講座を社会福祉協議会の主催で開催する。(定員10人、9月～11月までの毎週月曜日 午後1時30分～4時30分《全5回》)	
72	(3)持続可能な財政基盤の確立	②歳入確保の強化	受益者負担の適正化 行政課(企画財政課)	・消費税増税(10%)に合わせ、使用料、手数料、負担金等についての見直し・検討を行い、市としての方向性を決める。	必要なサービスをその受益に応じた費用負担によって持続的に提供する。				検討	実施			・他市町の動向、関係各課の実態を調査する。	・使用料等の見直しを行った先進地について、指針や基準等の資料を収集した。 ・施設を管理する担当課に使用料等に係る現況調査を実施した。	・先進地における、使用料等の見直しための手法を確認することができた。 ・施設を管理する担当課の使用料等に係る現況を把握することができた。	・施設を管理する担当課の代表者によるプロジェクト会議を開催し、設定方法等について検討していく。		

(平成27年度追加)

73	(3)持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化	幼児2人同乗自転車購入補助金の見直し 子育て支援課	・平成22年度から子育て家庭の経済的負担の軽減と、子ども及び保護者の安全確保を図ることを目的に、同補助金制度を実施してきたが、平成27年4月1日から愛知県道路交通法施行細則が改正され、一般の自転車においても3人乗りが制限付きで許可されることになったことから、補助金制度を見直すもの。	現行制度:補助率1/2限度額35,000円 (平成27年度当初予算):35,000円×50台=1,750千円				検討								・他の自治体の調査を行う。 ・見直しの実施方針について検討する。	
----	-----------------	---------	------------------------------	---	---	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------------	--